



埼玉県消防広域化第4ブロック

広域消防運営計画



平成23年8月24日

埼玉県消防広域化第4ブロック協議会

はじめに

近年、災害の態様は、大規模な地震をはじめ地球温暖化等に伴う自然災害の多発や都市構造の変化等により、複雑多様化を示しております。また、少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

しかしながら、国民の生命、身体、財産の保護という消防に課せられた使命が変わることはありません。環境の変化に迅速かつ的確に対応して、消防の担うべき責任を確実に果たしていくことが求められており、こうした状況を踏まえ、従来から消防の広域化についての取り組みを様々な形で続けてきました。

消防本部では、火災や救急の出動体制や保有する車両装備等が、望ましいとされる水準との比較では、なお十分とはいえないことも認めざるを得ません。また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後も引き続き減少していくと予測され、少子高齢化の進行、消防の担い手不足、財政の悪化などの問題があり、地域での消防力や総合的な防災力を今後も維持していくことが、可能なのか憂慮されるところです。

こうした状況認識のもと、住民の安心・安全をしっかりと守り抜くには、消防の広域化を推進する必要があることから、平成18年6月に消防組織法が改正され、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が策定されました。

消防組織法の一部改正に基づき、埼玉県では平成20年3月に「埼玉県消防広域化推進計画」を策定し、県内7ブロックの広域化対象市町村の枠組みが示され、埼玉県消防広域化第4ブロックとして所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市の枠組みが示されました。

構成5市は、消防を取り巻く様々な環境のもと消防責任を十分果たしていくための有効な手段としての消防広域化を検討する「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を平成22年1月に設立し様々な検証を行ってきました。

この広域消防運営計画は、この検証を活かし広域化後の新消防本部において、円滑な運営を確保するために必要とされる項目について、消防組織法及び市町村の消防広域化に関する基本指針を踏まえて、新消防組織を構成する5市の総意のもとに策定されたものであり、広域化後において消防施策を具体的に整理した総合的な計画を策定するための基本的な計画として位置付けるものです。

平成23年8月24日

埼玉県消防広域化第4ブロック協議会

目 次

第1章	埼玉県消防広域化第4ブロックの現況等	
第1	構成市	1
1	構成5市の概要	1
2	構成5市の交通	3
第2	構成消防本部	3
1	構成4消防本部の概要	3
2	構成消防本部の現状	4
第3	消防を取り巻く環境の変化	4
1	災害や事故の多様化及び大規模化等	5
2	人口減少	5
第4	消防広域化の必要性	5
1	消防力の強化	5
2	構成5市における広域化の効果	8
第2章	埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画	
第1	広域化の方式及びスケジュール	9
1	広域化の方式	9
2	スケジュール	9
第2	組織	9
1	消防本部	9
2	消防署	9
3	消防本部・消防署の機構図	11
4	事務分掌	11
5	勤務形態等	17
6	人員配置及び採用計画等	17
7	議会	18
8	委員会	18
第3	職員の処遇等	19
1	任用	19
2	休日・休暇制度	19
3	厚生	21
4	給与	21
5	職名と階級	30
6	教育、研修等	31
7	貸与物品等	32
第4	施設整備	32
1	拠点施設の整備	32
2	消防施設計画	32
3	通信施設	32
4	消防水利	33
第5	財政・財産	33
1	財政規模	33

2	財政計画	33
3	経費の負担	33
4	財産の取扱い	34
5	債務の取扱い	34
6	契約事務	34
第6	消防実務	35
1	予防業務	35
2	警防業務	38
3	救急業務	39
4	通信指令業務	41
5	消防車両等	42
第7	消防団との連携確保	44
1	消防団事務	44
2	消防団との協力体制	45
3	災害時の連携体制	45
4	現場指揮本部の運営	46
第8	防災・国民保護担当部局との連携確保	46
1	災害対策本部との連携	46
2	防災会議委員の構成	47
3	災害時の伝達系統	47
4	広域消防計画の作成	48
5	防災行政無線	48
第9	その他	48
1	消防相互応援協定	48
2	消防協力団体の事務	50
第10	情報システム等の整備	51
1	情報システム	51
2	消防支援システム	52
第11	広域消防組織再編後の調整	52
第3章	埼玉県消防広域化第4ブロック協議会	
第1	協議会設立までの経緯	53
第2	協議会等の会議開催状況	53
1	協議会	53
2	検討委員会	53
3	検討委員会幹事会	54
4	検討委員会専門部会	54

1章 埼玉県消防広域化第4ブロックの現況等

第1 構成市

1 構成5市の概要

(平成23年4月1日現在)

市	市章	市の概要
所沢市	 人口 342,214人 面積 71.99km ²	<p>所沢市は、県内8番目の市として昭和25年に誕生しました。</p> <p>都心から30km圏に位置し武蔵野台地の自然に恵まれたまちで、日本初の飛行場ができた航空発祥の地でもあります。</p> <p>また、埼玉県南西部の中核的な都市として発展を続け、西武新宿線と池袋線が接続する交通の要所として大型の住宅開発が急速に進み、東京圏のベッドタウンとして人口も増加しました。その一方、狭山湖を中心とした県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然と都市機能が調和した「魅力ある都市づくり」が進められ、「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」を目指したまちづくりを展開しています。</p>
飯能市	 人口 82,683人 面積 193.18km ²	<p>飯能市は、県内9番目の市として昭和29年1月に誕生しました。</p> <p>都心から50km圏に位置し豊かな自然環境に恵まれた良好な住環境のまちです。</p> <p>また、平成17年1月に名栗村と合併し、県内で3番目に広い面積を有する市となりました。</p> <p>森林と人とのより豊かな関係を築きながら自然と都市機能とが調和する暮らしやすいまちの創造を目指して、平成17年4月には「森林文化都市」を宣言するとともに、自然や生活文化を体験するエコツーリズム事業を推進しています。</p>

<p>狭山市</p>	 <p>人口 157,088 人</p> <p>面積 49.04 k m²</p>	<p>狭山市は、県内15番目の市として昭和29年7月に誕生しました。</p> <p>都心から40km圏に位置し入間川の恵みにはぐくまれた緑豊かな住宅都市として、また、県下有数の製造品出荷額を誇る工業都市として着実に発展を遂げてまいりました。</p> <p>また、市域の中央を南西から北東へ一級河川の入間川が流れ、国道16号や西武新宿線、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などを軸に、地域の特色を生かしていくとともに、将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向けたまちづくりを進めています。</p>
<p>入間市</p>	 <p>人口 150,714 人</p> <p>面積 44.74 k m²</p>	<p>入間市は、県内25番目の市として昭和41年に誕生しました。</p> <p>都心から40km圏に位置し緑に恵まれたまちです。</p> <p>地場産業である製茶業及び繊維工業に加え、昭和44年の武蔵工業団地の造成とともに、電気、機械工業等が中心的役割を担ってきました。特に製茶業に関しては、狭山茶（埼玉県下全般に生産されるお茶の総称）の主産地であり、その生産量、栽培面積も県下一を誇っています。</p> <p>また、人・まち・自然が元気な「元気な入間」をまちづくりの基本理念とし、将来都市像である「香り豊かなみどりの文化都市」の実現を目指します。</p>
<p>日高市</p>	 <p>人口 57,865 人</p> <p>面積 47.48 k m²</p>	<p>日高市は、県内42番目の市として平成3年に誕生しました。</p> <p>都心から50km圏に位置し清流「高麗川」や関東百名山の「日和田山」、日本一の曼珠沙華の群生地として全国的に有名になった「巾着田」などの豊かな自然に恵まれています。</p> <p>平成28年には高麗郡建郡1300年を迎えるという悠久の歴史を有しており、これらを生かした観光振興に取り組んでいます。</p> <p>また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の2つのインターチェンジに近接するという交通利便性の高さを活用し、企業誘致にも力を入れています。</p>

2 構成5市の交通

道路交通網は、入間市、日高市、狭山市の南北に圏央道が通り狭山日高IC、入間ICを有しており、所沢市の東部には関越自動車道が通り所沢ICを有している。

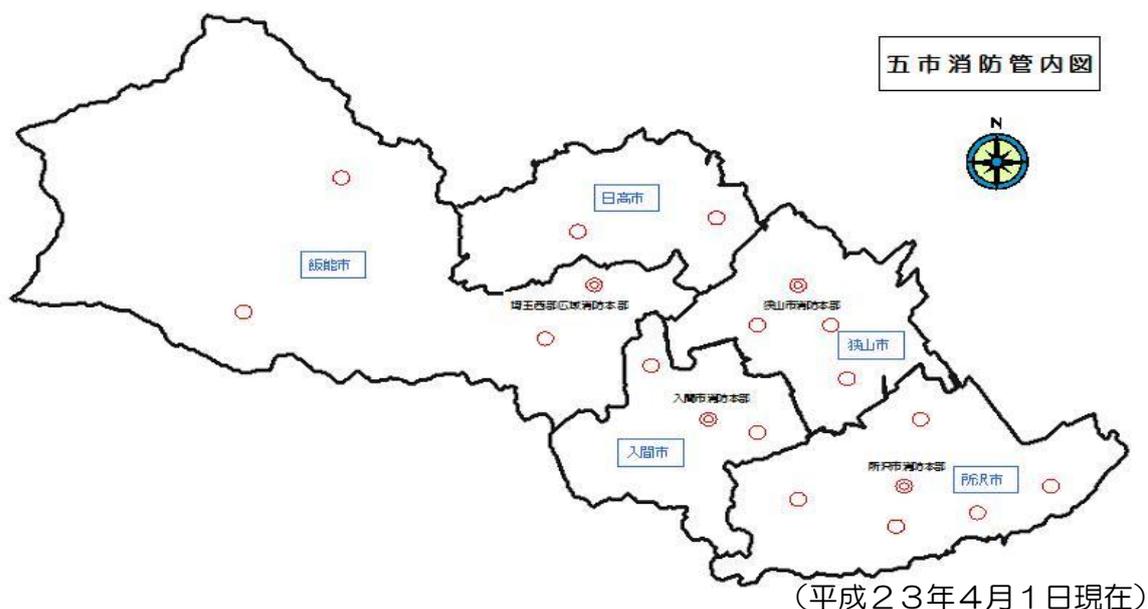
一般国道では、入間市、狭山市の中央部を国道16号線が南北に通り、国道463号線が所沢市と、国道407号線が日高市と結んでいる。また、狭山市、入間市、飯能市、日高市を国道299号線が東西に通り、更に国道463号線バイパスと国道299号線バイパスが所沢市、入間市、狭山市、飯能市、日高市を東西に結んでいる。

主な鉄道は、構成5市に西武池袋線と飯能駅接続の西武秩父線が通る。また、日高市、飯能市、入間市を通るJR八高線は飯能市内で接続されている。所沢市、狭山市には西武新宿線が通っており、日高市にJR川越線、所沢市にJR武蔵野線が通り、構成5市の主要駅は下表のとおりである。

市名	駅名	
	西武鉄道	JR東日本
所沢市	所沢・西所沢・小手指・狭山ヶ丘・航空公園・新所沢・下山口・西武球場前	東所沢
飯能市	飯能・東飯能・東吾野・吾野・西吾野・正丸	東飯能
狭山市	稻荷山公園・入曽・狭山市・新狭山	
入間市	武蔵藤沢・入間市・仏子・元加治	金子
日高市	武蔵横手・高麗	高麗川・武蔵高萩

第2 構成消防本部

1 構成4消防本部の概要



	所沢消防	狭山消防	入間消防	埼玉西部消防	合 計
事務処理方式	単独	単独	単独	一部事務組合 (飯能市・日高市)	5市
管内人口	342,214人	157,088人	150,714人	140,548人	790,564人
管内面積	71.99km ²	49.04km ²	44.74km ²	240.66km ²	406.43km ²
職員数 (条例定数)	345人	172人	157人	203人	877人
消防本部	1本部	1本部	1本部	1本部	4本部
消 防 署	2署	1署	1署	1署	5署
分 署	4分署	3分署	2分署	5分署	14分署

2 構成消防本部の現状

平成22年8月11日埼玉県消防広域化第4ブロック協議会作成の「埼玉県消防広域化第4ブロック構成市における消防の現状と課題」参照（下記URL）

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shobo/koikika/index.html>

第3 消防を取り巻く環境の変化

1 災害や事故の多様化及び大規模化等

近年の災害や事故は、複雑多様化及び大規模化の傾向にあり、平成17年のJR福地山線脱線事故は、死者107名、負傷者549名に及ぶ大惨事となり、平成21年の台風18号による豪雨災害では、沖縄地方から北海道地方にかけての広い範囲で暴風となり、和歌山県、埼玉県および宮城県で死者5名が出ており、広い範囲で住家損壊、土砂災害、浸水被害等が発生し、台風による被害や集中豪雨による災害も頻発している。

また、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し地震動による被害に加え、未曾有の大津波による甚大な被害をもたらした。

この様な災害等に対し、広域的な危機管理体制の確立が望まれている。

当地域においても立川断層地震や東京湾北部地震等の地震発生による被害が危惧されており、これらの地震による被害が予測される。また、「ゲリラ豪雨」といわれる局地的な集中豪雨による河川の氾濫、道路冠水等も発生しており、これら災害に即応できる警戒態勢が求められている。

しかしながら、これらの大規模の災害や特殊な災害及び事故等においては、相互応援協定による支援があっても、災害発生直後に遠距離からの応援では初動体制を確保することが難しく、多数の部隊投入さらには高度な資機材が必要となることから、単一の消防本部では対応が困難になることも想定される。

2 人口減少

埼玉県消防広域化第4ブロックの管内将来人口は国立社会保障人口問題研究所によると、全ての地域で減少が見られ2035年（平成47年）には、約15%の減少が示されている。

また、年齢階層別によると年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～65歳未満）は共に大きく減少し、老年人口（65歳以上）は、約92%増加するという推計が出されており、少子高齢化は加速するものと予測される。これら少子高齢化に伴い、地域の暮らしの安全を守るうえにおいて、大変重要な役割を果たす消防団員の減少、特に昼間消防団員の減少は顕著に現れ、災害発災時の消防力の低下は避けられない状況が予測されるため、常備消防力による対応の検討を踏まえ大規模災害に対応した消防体制を確立する必要がある。

第4 消防広域化の必要性

1 消防力の強化

(1) 災害の特殊性、大規模化

近年、構成市では都市化が進み、建築物は高層化または深層化し、市民の多様な生活スタイルとニーズに合わせて、市内には様々な業種があふれ、建物の使用用途は多種にわたり、同一建物内に物販店や飲食店、映画館や診療所などが混在する複合用途建築物が急増している。

これらの建物は、曜日や時間帯に係らず、不特定多数の人々が利用することから、火災などの災害が発生すると、多数の犠牲者を生む悲惨な結果となる。

現在構成消防本部では火災を始め各種の災害が発生した場合、災害の規模や内容により、所沢市、埼玉西部広域においては第1出場から第3出場の3段階、狭山市と入間市では第1出場と第2出場の2段階で消火隊、救助隊、救急隊などを出場させ対応することとしているが、これら大規模災害現場では、爆発や有毒ガスの流出、建物の倒壊などを伴うことも多く、通常の部隊に加え、多数部隊の増強が必要であり、化学車隊やはしご車隊、照明隊や支援隊など特殊任務を行う部隊も必要となり、隊員の安全を確保しつつ、確実に防ぎよ活動や救出・救護活動を展開し、被害を軽減するためには、災害に対して常に消防力の優位性を保つことが大切である。

そのため、特に災害初期の段階において、多数部隊を投入することが非常に重要となるが、現況の消防力においては、十分とは言えず課題となっている。

(2) 自然災害への対応

近年、地震や台風、豪雨など、自然の猛威による災害が全国で発生し、尊い人命と財産が失われており、幸い構成市管内においては、大きな被害もなく推移しているところであるが、最近の気象状況等から、構成市が例外というわけではなく、市民からは、様々な形で不安感、危機感が寄せられている。

これらの自然災害では、一度にかつ広範囲に多くの被害を受ける可能性があ

ることから、一人でも多くの住民を救助するためには、発生当初に活動できる部隊数が多いことが第一に重要であり、加えて長期に及び災害活動を支えるため、二次、三次的な体制を組むことが求められ、更には全国からの応援部隊を有効に機能させるための受援体制を敷くことができる組織力が必要である。

(3) 救急需要への対応

救急業務は、市民に対する最も身近で、かつ重要な消防行政サービスであり、年々要請件数が増加し、高齢者人口の上昇など社会的な要因は、救急業務が将来的にも増加していく傾向を裏付けている。現在、構成消防本部が保有する救急車は25台（非常用2台含む）で、平成22年中の5市合計の救急出場件数は、31,581件に及び、管内人口の約25人に一人の割合で救急車を利用したことになり、一日あたりでは約87件、約17分に1回の割合で救急車が出場している状況となる。

救急件数の増加に伴い近年の深刻な問題として、保有する救急車が全車出場中となる状況が頻繁に発生しており、その都度応急的な体制を敷いて対処しているところであり、増えつつある救急要請への対応を早急に図ることが5市の共通課題となっている。

一方、平成3年の救急救命士法の制定以来、救急業務の高度化は目覚しく、救命率の向上に向けた取り組みが着実に進んでいるが、反面、救急救命士を始めとする救急隊員の行う応急処置などの質を恒久的に維持、向上させるためには、継続的な研修等が必要であり、現在、地域メディカルコントロール体制の中で対応しているが、何よりも消防自体がより効率的かつ効果的な組織体制を構築し、職員の教育、研修の機会を確保することが必要となっている。

(4) 火災予防対策の充実

ア 住宅防火対策の充実

建物火災による死者数の約9割を占める住宅火災による死者の低減を図るため、消防法の一部改正が行われ、一般住宅に対して住宅用防災機器の設置が義務付けられたことを踏まえ、今後は地域の防災組織等とも連携を図りながら、新築、既存を問わず住宅用火災警報器の普及を積極的に進める必要があるが、これには組織力をもって継続的かつ根気強く住民の理解を求めて進める必要がある。

イ 放火火災対策

近年、全国的に火災原因の第1位は放火（疑い含む）であり、五市においても全火災の発生原因に占める放火の割合が非常に高い状況にある。

放火を防止するためには、緊急に様々な対策を進める必要があり、住宅に対する放火防止策は、建物周囲に燃え易い物を置かないことや防火パトロールなど、住民と行政が一体となった「放火されない環境づくり」を進めていくことが大切であり、物品販売店舗等における放火対策としては、防火管理の徹底を促す立入検査や放火事例の紹介などによる啓発活動が最も重要で

あり、いずれも地域を管轄する署所の体制を強化し、地域ごとに、きめの細かい対応を図る必要がある。

ウ 雑居ビル等の防火安全対策の推進

新宿歌舞伎町のビル火災は、防火管理や立入検査の在り方などに多くの教訓を残し、消防法を大幅に改正する要因となった。

改正された消防法により、雑居ビルを始めとする防火対象物の消防法令違反に対するより効果的な是正措置が可能となったが、消防による立入検査を重点的かつ効率的に実施していくことが、違反是正体制の充実に直結しており、専門要員の確保などこれまで以上に立入検査体制を強化していくことが必要である。

(5) 消防救急無線デジタル化への対応

消防救急無線については、電波関係審査基準の改正により、平成28年5月末日までに現行のアナログ方式をデジタル方式に移行しなければならず、施設整備に伴う財政負担の必要が生じてくる。

当地域におけるデジタル無線整備に要する費用の試算をしたところ、多額の経費が必要となることが見込まれていることから、単一の消防本部の整備は財政的に厳しく共同整備の必要性が求められる。

(6) 職員の資質の向上と高齢化対策

住民意識の変化や生活スタイルの多様化、また情報化社会の発展と様々な技術革新により、消防行政を取り巻く環境も大きく変化しており、予防・立入検査業務はもとより、救急活動などの現場活動を行う消防職員にも、常に最新の情報から得られる社会のニーズを的確に把握し、消防分野のみならず様々な視点から状況を判断し、対応していくことが求められている。

そのためには、新たな知識・技術などを習得し、職員個々の資質向上を図ることが重要であり、定期的により効果的な方法で、それらを習得する機会を職員に与えられる体制を構築することが必要である。

また、現在各市とも災害出動時における消防ポンプ車の搭乗人員は、適正とされる5名を下回り、3名乗車による活動も行われる場合もあり、更にはしご車などの特殊車両の運用についても苦慮しており、消防車両や各種資機材の性能向上や軽量化などが進んではいるものの、災害現場活動は依然として職員の体力、気力に支えられたマンパワーによるところが大きく、職員の高齢化対策も考慮した各車両搭乗人員の適正化や個人装備品の安全性、機能性の向上が課題である。

(7) 財政効率のある施策の推進

5市それぞれが極めて厳しい財政状況の中、これまでも事務事業の見直しやあらゆる経費の節減に努めているが、各市の消防予算も必要な事業費を確保することが非常に難しい状況となっている。

しかし、各種災害に対応する消防力を維持するための施設・装備の更新事

業に加え、火災予防対策や救急の高度化、応急手当の普及事業などは、今後も5市が重点事業として実施する必要がある事業であり、更に増大する消防行政課題に対応していくため、新たな財源の確保や、より効率的な事業の実施方法を研究するとともに、5市による重複投資の回避や財政規模の拡大による効果を活かす方策を進めることが必要である。

2 構成5市における広域化の効果

埼玉県消防広域化第4ブロックの効果を次のとおり整理することができる。

なお、消防広域化による効果には、長期・中期・短期的な視点で実現を図るべき項目があることから、実現性や財政負担などの優先順位を考慮したうえで取組むこととする。

- (1) 一消防本部が保有する部隊数が増強されることにより、東京湾北部地震などの直下型地震や頻発する集中豪雨（ゲリラ豪雨）、集団救急などの災害等に対しても、初動の段階で災害等の規模に応じた部隊を投入できるようになり、効果的な対応が可能になる。
- (2) 総務や通信指令業務（119番通報を受けて指令をする業務）が統合により効率化されることから、その人員を現場要員として配置することにより現場の増強が図れることになる。
- (3) 組織が拡大することにより、救急救命活動及び火災原因調査、立入検査等の専門的な知識や技術を要する人材の育成や確保が容易になる。
- (4) 今までそれぞれの消防本部において整備していた消防車両や消防施設については、重複して整備する必要がなくなり、より効率的な整備を進めることで、経費節減が可能になる。また、今後整備を行う消防救急無線デジタル化については、消防広域化することにより費用対効果も高くなる。
- (5) 一消防本部における財政規模が拡大することから、高額な特殊車両を単独で整備することよりも、計画的かつ短期間のうちに整備することが可能となる。

※ 消防広域化の詳細な検証は、別添「消防広域化メリット・課題検証」及び「消防広域化経費検証」を参照

第2章 埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画

第1 広域化の方式及びスケジュール

1 広域化の方式

消防本部を広域再編する際、考えられる組織形態としては、地方自治法第252条の14による事務委託、同第284条による一部事務組合及び広域連合がある。

今回の広域再編については、その目的が5市の消防組織体制の整備や機能の充実であることから、事務の一部を共同処理する一部事務組合方式を採用する。

2 スケジュール

別紙スケジュール表のとおり。

第2 組織

1 消防本部

(1) 位置

消防本部の位置は、埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11とする。

(2) 名称

消防本部の名称は、「埼玉西部消防局」とする。

(3) 組織

消防本部の組織は、現在4消防本部で行っている本部部門を1消防本部に集約し、企画財政課、総務課、予防課、警防課、救急課及び指令課の6課を置く。

消防署及び分署については、現在と同様5署14分署を置くとともに、各消防署に庶務及び予防事務等処理するため消防課を置く。

2 消防署

(1) 管轄区域

災害出場においては、行政区にとらわれない出場区域とし、災害現場に早く到着できる直近方式により対応する。

通常業務（調査・訓練・市民指導等）については、現在の管轄区域を当分の間継続し、今後、調整を図る。

(2) 署所配置

署所（消防署及び分署）の位置は、原則として現状の19署所体制（5署14分署）とする。なお、広域後には、消防力の強化・均等化を目的とした消防署所の新設、統合等の検討を進める。

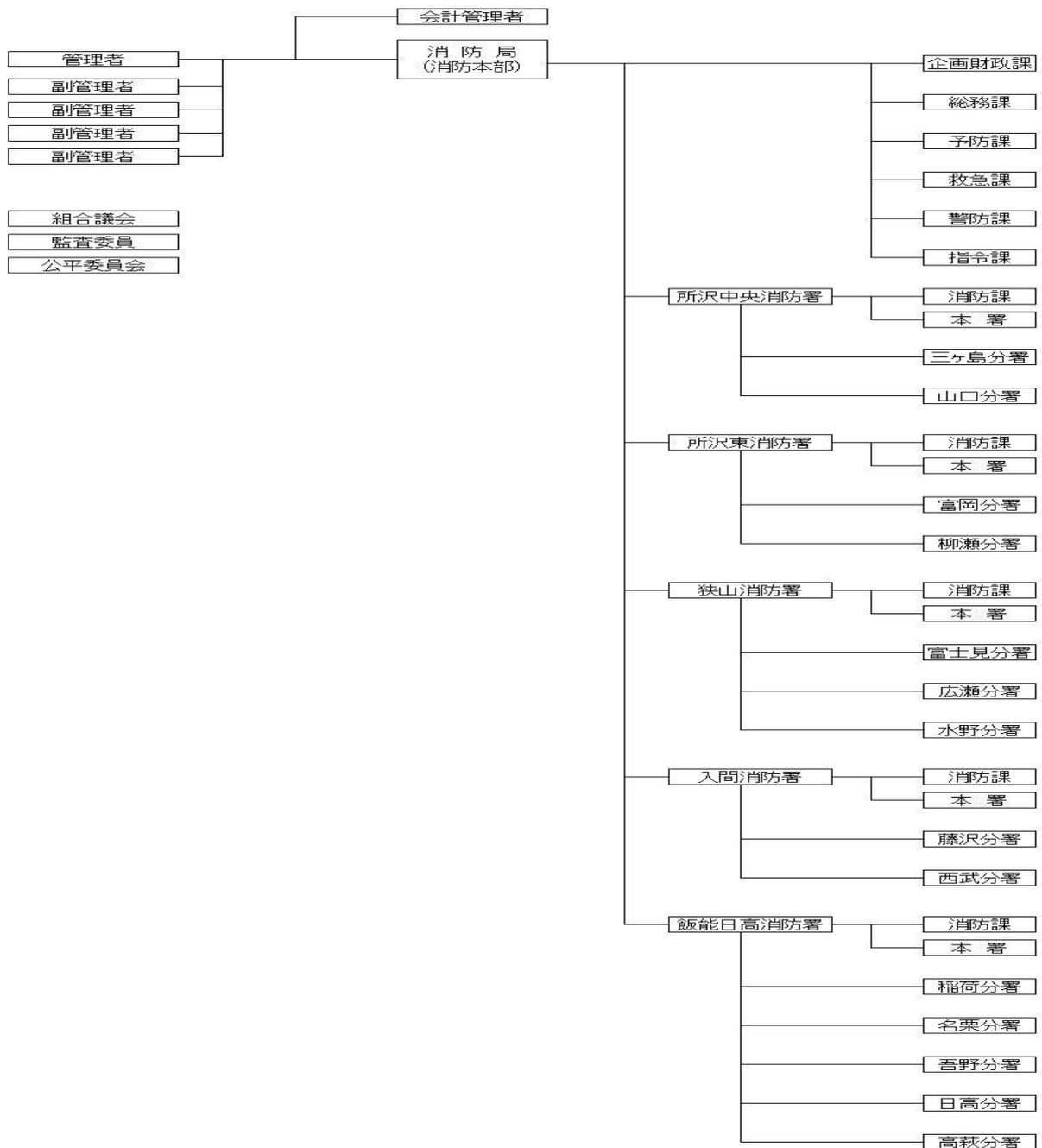
(3) 名称

消防署及び分署の名称については、市民にとってわかりやすく、かつ、構成5市の地域特性を表すものとする。

消防署 ・ 分署の名称

本 部 名	現在の名称	新組織の名称
所沢市消防本部	所沢市中央消防署	所沢中央消防署
	所沢市中央消防署西分署	所沢中央消防署三ヶ島分署
	所沢市中央消防署南分署	所沢中央消防署山口分署
	所沢市東消防署	所沢東消防署
	所沢市東消防署北分署	所沢東消防署富岡分署
	所沢市東消防署柳瀬分署	所沢東消防署柳瀬分署
狭山市消防本部	狭山市消防署	狭山消防署
	狭山市消防署富士見分署	狭山消防署富士見分署
	狭山市消防署広瀬分署	狭山消防署広瀬分署
	狭山市消防署水野分署	狭山消防署水野分署
入間市消防本部	入間市消防署	入間消防署
	入間市消防署藤沢分署	入間消防署藤沢分署
	入間市消防署西武分署	入間消防署西武分署
埼玉西部広域消防本部	埼玉西部消防署	飯能日高消防署
	埼玉西部消防署稲荷分署	飯能日高消防署稲荷分署
	埼玉西部消防署名栗分署	飯能日高消防署名栗分署
	埼玉西部消防署吾野分署	飯能日高消防署吾野分署
	埼玉西部消防署日高分署	飯能日高消防署日高分署
	埼玉西部消防署高萩分署	飯能日高消防署高萩分署

3 消防本部・消防署の機構図



4 事務分掌

広域消防組織の各所属における所掌事務は下記を基本とする。

(1) 消防本部

【企画財政課】

- 消防行政施策の企画立案、総合調整に関すること。
- 消防の組織及び定数管理に関すること。
- 議会に関すること。
- 監査に関すること。
- 公平委員会に関すること。

- 事務改善の指導その他事務能率に関すること。
- 条例、規則、訓令等に関すること。
- 予算編成に関すること。
- 財政計画等に関すること。
- 予算の執行計画、配当及び執行統制に関すること。
- 地方交付税・地方債等に関すること。
- 起債及び補助金等の総合調整に関すること。
- 予算事務に関すること。
- 会計事務に関すること。
- 決算に関すること。
- 現金等の出納、保管及び記録管理の関すること。
- 債務者登録に関すること。
- 財政状況の公表及び財政報告に関すること。
- 行政財産の使用許可に関すること。
- 公有財産の取得、処分及び維持管理に関すること。
- 消防施設の建設、維持管理並びに用地等の管理に関すること。
- 契約事務に関すること。
- その他他の担当に属さないこと。

【総務課】

- 職員の人事及び給与に関すること。
- 職員の任免、分限、懲戒及び服務、その他身分に関すること。
- 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- 職員の福利厚生に関すること。
- 職員の公務災害補償に関すること。
- 職員の研修の企画実施に関すること。
- 職員の安全衛生管理に関すること。
- 文書の收受、発送、配布及び整理保管に関すること。
- 公印の管理に関すること。
- 渉外、儀式及び表彰に関すること。
- 消防職員委員会に関すること。
- 消防音楽隊に関すること。
- 消防協力団体に関すること。
- 消防本部内の連絡及び総合調整に関すること。
- 消防広報及び消防統計に関すること。
- 消防長会に関すること。
- 消防賞じゅつ金等審査委員会に関すること。
- 消防事務手数料に関すること。
- 備品、物品の納入業者及び修理業者の指名に関すること。

- 備品、物品の出納及び保管の総括に関する事。
- 職員の被服及び給貸与品の支給管理に関する事。
- 職員の職員証に関する事。

【予防課】

- 建築確認等の同意事務の総括に関する事。
- 防火対象物及び消防設備等の検査の総括に関する事。
- 火災予防査察の総括に関する事。
- 違反処理に関する事。
- 予防要員の指導育成に関する事。
- 火災等の調査及び報告の総括に関する事。
- 危険物規制の総括に関する事。
- 危険物施設等の査察の総括に関する事。
- 火災予防の企画及び指導に関する事。
- 予防関連規程に関する事。
- 各種統計に関する事。
- 各外郭団体の総括に関する事。
- 広報に関する事。
- 各種講習会の総括に関する事。
- 課の庶務に関する事。

【警防課】

- 警防業務の総括に関する事。
- 消防車両及び機械器具の更新・整備計画に関する事。
- 警防計画及び演習・訓練の総括に関する事。
- 救助業務の総括に関する事。
- 特殊災害対策の総括に関する事。
- 水災、地震等の消防対策に関する事。
- 警防本部等の運営に関する事。
- 消防相互応援及び広域応援に関する事。
- 埼玉県特別機動援助隊に関する事。
- 緊急消防援助隊に関する事。
- 国際消防救助隊に関する事。
- 警防関連の協議会及び団体に関する事。
(埼玉県鉄道災害消防活動安全連絡協議会・関越自動車道埼玉県消防連絡協議会等)
- 警防業務の安全管理対策に関する事。
- 自動車の安全運転管理に関する事。
- 開発行為に伴う消防指導基準の策定に関する事。
- 課の庶務に関する事。

【救急課】

- 救急業務の総括に関する事。
- 救急業務基本計画に関する事。
- メディカルコントロール体制の総括に関する事。
- 救急高度化事業の推進に関する事。
- 救急業務の安全対策の総括に関する事。
- 救急医療機関等との連絡調整の総括に関する事。
- 救急救命士養成の総括に関する事。
- 救急統計及び報告の総括に関する事。
- 救急装備の管理、整備及び研究の総括に関する事。
- 救急車両の整備計画の総括に関する事。
- 救急隊員の研修及び訓練の総括に関する事。
- 応急手当普及啓発の総括に関する事。
- 患者等搬送事業の認定及び指導の総括に関する事。
- 救急広報及び広聴の総括に関する事。
- 救急関連団体の総括に関する事。
- 救急補償の総括に関する事。
- 課の庶務に関する事。

【指令課】

- 各種災害通報の受理及び出場指令に関する事。
- 消防用通信の管制業務に関する事。
- 通信指令システムの整備、運用及び保守管理に関する事。
- 火災警報並びに気象情報の収集及び伝達に関する事。
- 消防情報支援システムの運用及び保守管理に関する事。
- 救急医療機関情報の収集及び伝達に関する事。
- 災害情報の収集及び伝達、並びに即報に関する事。
- 課の庶務に関する事。
- その他通信指令業務に関する事。

(2) 消防署

【消防課】

- 消防本部と署との連絡調整に関する事。
- 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 署員の安全管理及び福利厚生に関する事。
- 消防統計に関する事。
- 消防広報等の計画及び実施に関する事。
- 署及び課の庶務に関する事。
- 警防事務及び警防統計に関する事。
- 消防車両、消防機械器具の更新・整備及び保守管理に関する事。

- 警防計画及び演習・訓練の企画立案に関すること。
- 救助事務及び救助統計に関すること。
- 特殊災害等の調査研究及び消防活動対策に関すること。
- 消防水利の整備計画及び設置に関すること。
- 消防水利の検査及び保全に関すること。
- 消防団及び自主防災組織等の連絡調整に関すること。
- 署員の安全管理に関すること。
- 自動車の安全運転管理に関すること。
- 開発行為に伴う消防上の指導に関すること。
- 警防課並びに消防署内及び分署との連絡調整に関すること。
- その他警防業務に関すること。
- 建築確認等の同意事務に関すること。
- 防火対象物及び消防用設備等の検査に関すること。
- 火災予防条例に基づく届出及び検査に関すること。
- 火災予防査察に関すること。
- 消防用設備等の維持管理の指導に関すること。
- 違反処理に関すること。
- 火薬類の規制に関すること。
- 液化石油ガス等に関すること。
- 火災予防の企画及び指導に関すること。
- 防火管理者の指導育成及び講習会に関すること。
- 防火対象物点検報告制度の特例認定に関すること。
- 火災予防条例23条第1項ただし書きの承認に関すること。
- 旅館、ホテル等の防火安全性に関する意見書の交付事務等に関すること。
- 火災等の調査及び報告に関すること。
- り災証明等に関すること。
- 危険物の規制に関すること。
- 危険物施設の検査及び査察に関すること。
- 危険物保安監督者等の育成指導に関すること。
- 救急業務に関すること。
- メディカルコントロール体制に関すること。
- 救急業務の安全対策に関すること。
- 救急医療機関等との連絡調整に関すること。
- 救急救命士養成に関すること。
- 救急統計及び報告に関すること。
- 救急装備の管理、整備及び研究に関すること。
- 救急車両の整備計画に関すること。
- 救急隊員の研修及び訓練に関すること。

- 応急手当普及啓発に関する事。
- 患者等搬送事業の認定及び指導に関する事。
- 救急広報及び広聴に関する事。
- 救急関連団体に関する事。
- 救急補償に関する事。
- 救急搬送証明に関する事。
- 施設、備品及び消防資機材等の整備及び保守管理に関する事。
- 署の予算の編成及び軽易な予算の執行に関する事。
- 署の物品の出納及び保管に関する事。
- 署の被服その他の貸与品及び給与品に関する事。
- 消防事務手数料に関する事。

【署及び分署】（消防課を除く）

- 水火災等の警戒、鎮圧及び調査に関する事。
- 水火災等の警戒防御計画に関する事。 (分署を除く)
- 消防車両及び消防機械器具等の維持管理に関する事。
- 警防計画及び演習・訓練に関する事。 (分署を除く)
- 災害の統計に関する事。
- 救助業務に関する事。 (分署を除く)
- 消防水利の調査、維持管理及び保全に関する事。
- 消防団及び自主防災組織等の訓練指導に関する事。
- 消防署、分署の庶務に関する事。
- その他警防業務に関する事。
- 火災予防条例に基づく届出及び検査に関する事。
- 火災予防査察に関する事。
- 消防用設備等の点検報告の届出に関する事。
- 防火管理者及び消防計画の届出に関する事。
- 防火対象物点検制度に関する事。
- 火災等の調査及び報告に関する事。
- り災証明に関する事。
- 危険物施設の査察に関する事。
- 消防法第9条の3に関する事。
- 危険物タンク検査に関する事。
- 火災予防の指導に関する事。
- 救急業務に関する事。
- メディカルコントロール体制に関する事。
- 救急業務の安全対策に関する事。
- 救急統計に関する事。
- 救急装備の管理、整備及び研究に関する事。

- ・救急隊員の研修及び訓練に関すること。
- ・応急手当普及啓発に関すること。
- ・救急搬送証明に関すること。

5 勤務形態等

(1) 勤務時間

ア 毎日勤務

毎日勤務者の勤務時間は、国、県及び4消防本部が現在採用している、1日あたり7時間45分（1週間あたり38時間45分）とする。

なお、休憩時間は1時間（休憩時間は廃止）とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時15分とする。

イ 当直勤務

当直勤務の勤務時間は、4消防本部が現在採用している1当直あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午前8時30分とする。

- ・勤務時間 3週間につき、一週間あたり38時間45分
- ・週休日 3週間につき、6日
- ・休憩時間 午後12時から午後1時
午後6時から午後7時
午後10時から翌午前6時30分（仮眠のための休憩時間6時間30分、正規の勤務時間2時間）

(2) 勤務形態

現在の勤務形態は、所沢市、狭山市及び入間市が3部交替制、埼玉西部広域消防本部（飯能市、日高市）は2部交替制のそれぞれを採用している。

広域後は救急出場件数の増加に伴う労務管理や現場における指揮命令系統の統一を図るべく、常時固定されたメンバーで業務を行うことができる3部交替制を導入する。

6 人員配置及び採用計画等

(1) 職員定数

5市の人口や消防署所、車両台数などを基礎として、国の示す「消防力の整備指針」により、広域再編後の組織の目標とすべき、職員数を算定すると1,266名となる。

現行4消防本部の消防職員定数の合計は877名であり、国の定める水準とは、大きく離れている。しかし、4消防本部の定数は、5市の長い歴史の中で災害事象や人口の増加、都市機能の変化に対応しつつ、積み上げてきた結果として妥当性を有しているといえる。また、近年の厳しい財政状況からも職員の定数は削減する方向にあり、定員増は難しい。

よって、広域消防組織発足時の職員定数は、4消防本部職員定数の合計である877名とする。

(2) 広域後の定員配置

広域後の定員配置については、現在の体制を下回らないよう消防力の充実強化を図る。

4消防本部機能の統合、集約により、現行消防本部の合計配置人員の約34%にあたる人員が災害現場活動を行う各署所へ配置することが可能と考えられる。

ここで創出された人員は、各署所間の人員の均等を図ることを基本とし、地域の対象物数や、災害発生状況なども考慮しながら配置する。

(3) 採用計画

現時点での年齢構成の平準化及び各年度の採用人員の上限について仮定数内での年度毎の職員数の推移を検証するも、双方を確立することが難しい。

このことから、職員の採用計画は、統合効果による本部人員の削減分を現場に補充し、消防力の強化を図る計画とする。なお、計画の推進にあたっては、随時見直しを行い実効性の高いものとする。

(4) 職員配置

広域後の職員配置については、消防業務の効率化及び充実強化、消防活動全般の機動力向上と各消防隊員の専任体制など効率的な運用を図る。

7 議会

(1) 議員定数

議会の議員の定数については、規約で定める事項とされ、定数の上限に特別の定めはなく、協議の中で決定することとなっている。

したがって、議会の議員定数については、県内組合の議員定数を勘案し、20名程度とする。

(2) 議会運営

定例会については、年2回（2月・8月）又は3回（2月・8月・11月）とし、必要に応じて臨時会を開催する。

8 委員会

(1) 監査委員

定数については2名とし、選出区分については「識見を有する者」及び「議員選出」から、それぞれ1名とする。「識見を有する者」として選出される監査委員については、5市の監査委員併任とし「議員選出」の委員は、新組織の議員から選出するものとする。委員の任期は、4年とするが、議員選出委員の任期は、その新組織議員としての任期によるものとする。なお、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(2) 公平委員会

定数については3名とし、5市から公平委員会委員を選出し、併任するものとする。任期は4年とするが、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3 職員の処遇等

1 任用

(1) 職員の身分の取扱い

3市及び事務組合職員の身分を広域消防組織に全て引き継ぐこととし、その際当該職員が属する市及び事務組合において広域消防組織設立の前日付けで退職し、広域消防組織設立日付けで同組織職員採用となる。

身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、その心情に十分配慮し各職員には、予め諸条件を明示しておく。

なお、辞令の交付については、退職時には各市及び事務組合の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付する。

(2) 職員の階級と職名の引き継ぎ

4消防本部の職員は、それぞれの昇任制度で付与された現状の階級をそのまま引き継ぐものとし、階級到達や経験年数において、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。

(3) 職員の昇任制度

昇任制度は、職員自身の士気及び能力の向上や他消防本部の状況から昇任試験を実施する。なお、運用基準は、広域後検討する。

※ 広域消防組織設立前に4消防本部による過度の昇任は避ける。

2 休日・休暇制度

休日・休暇制度の統一にあたっては、国の制度を視野に入れ、県の指導を重視し、基本的な方針は次のとおりとする。

・広域消防組織への移行に伴う休暇の残日数等については、継続性に留意し、例規上で経過措置等を設ける。

・休暇取得手続き等、運用面については、原則として所沢市の方式を採用するが、新組織において最良の方法を検討する。

・休日勤務については、代休の積極的な取得を基本として、具体的な警防体制、勤務体制が確立した段階で検討する。

項目	広域消防組織	給料	備考
年休の単位 1日換算（正職）	1日 半日 1時間 7時間45分	有給	
年休の繰越及び繰越単位	20日 1日	有給	国に準拠、現行どおり
病気休暇の期間	公務災害 療養に必要な期間 結核性疾患 1年 私傷病 90日 心疾患、脳血管疾患、悪性新生物、妊娠に起因する疾患は180日	有給	狭山市及び入間市の例
育児休業	給料については地方公務員育休法にて無給 期末・勤勉手当については、育休条例及び期末・勤勉規則により、勤務期間に応じて支給	無給	国に準拠、現行どおり

介護休暇	連続する6月の範囲内 6月延長可	無給	狭山市の例
家族看護欠勤	最大6月 介護+家族=9月	無給	所沢市の例
夏季休暇	特別休暇とする。ただし、それ以外は必要に応じて職務専念義務の免除にて付与する。日数は構成市との均衡を図る。	有給	
リフレッシュ休暇	勤続10年(1日)、20年(3日)、30年(5日)	有給	所沢市の例
取得単位(特別休暇)	1日、1時間、1分	有給	現行どおり
公民権の行使	必要な期間	有給	現行どおり
裁判所等への出頭	必要な期間	有給	現行どおり
産前休暇 多胎妊娠	出産予定日6週間前 14週間前	有給	国に準拠、狭山市及び埼玉西部の例
産後休暇 2週加算	産後8週間 なし		
妊産婦の健診	妊娠6月まで 妊娠7月～9月 妊娠10月～出産 産後1年まで 1日の範囲内で必要な時間	有給	現行どおり
妊婦の通勤緩和	1時間以内	有給	現行どおり
育児時間(生後1年未満)	1日2回 男性職員も可	有給 有給	現行どおり
生理休暇	3日の範囲内	有給	現行どおり
忌引き休暇	国と同じ	有給	国に準拠、狭山市・入間市及び埼玉西部の例
配偶者及び父母の祭日	それぞれ1日	有給	狭山市及び埼玉西部の例
感染症の予防、交通制限 交通の遮断、健康診断	必要と認める期間	有給	現行どおり
災害による住居滅失・破壊	7日の範囲内	有給	現行どおり
結婚休暇	7日の範囲内	有給	所沢市及び狭山市の例
妻の出産	2日の範囲内	有給	所沢市の例
男性職員の育児参加休暇 養育する子 休暇期間	妻の出産6週間前から産後8週間まで 出産に係る子 5日の範囲内 中学校就学前の子	有給	所沢市・狭山市及び入間市の例
子の看護休暇	中学校就学前まで 年5日	有給	現行どおり
短期介護休暇	年5日(要介護者が2人以上は10日)	有給	現行どおり
災害または交通機関の事故	必要と認める期間	有給	国に準拠
災害時の身体危険回避	退勤途上 必要と認める期間	有給	国に準拠、狭山市の例
ドナー休暇	親族以外 必要と認める期間	有給	国に準拠、現行どおり
ボランティア休暇	親族以外 5日の範囲内	有給	国に準拠、所沢市・狭山市の例
職務専念義務の免除	本来の姿を踏まえ市民の理解が得られることを念頭に入れて新組織において方針を決める。なお、有給でない職務専念義務の免除も視野に入れていく。		

3 厚生

(1) 厚生事業

3市及び事務組合は、職員の間ドック受診等の健康管理に関する助成事業を実施している。このため、広域消防組織においても職員の健康の保持増進を図るため、同様に実施するものとする。

広域消防組織における厚生事業は、職員親睦会組織を発展的に再編するなど、職員で構成する互助会等組織が実施主体として運営するものとする。

職員厚生事業の具体的内容は、住民の理解が得られる内容とし、新組織設立時において、事務的な負担が過大にならないよう留意する事を踏まえ広域消防組織において検討するものとする。

(2) 安全衛生管理

広域消防組織においては、労働安全衛生法に基づき職場の安全衛生管理を図る。なお、安全衛生管理に関する例規制定に際しては、現状の入間市の規程が簡素・明瞭であることから参考とする。

3市及び事務組合においては、「産業医による健康相談」、「メンタルヘルスに関する相談」及び「感染症予防ワクチン接種」等が実施されており、新組織においても安全衛生管理の充実を図っていくものとする。

(3) 関係団体への加入

ア 埼玉県市町村職員共済組合

広域消防組織は、地方公務員等共済組合法に基づき、埼玉県市町村職員共済組合に加入する（法定）。

イ 埼玉県市町村総合事務組合

現在、3市及び事務組合はともに「埼玉県市町村総合事務組合」に加入しており広域消防組織も同組合に加入することとする。

(4) 公務災害補償

ア 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償法に基づき（法定）、手続きを行う。

イ 公務災害等見舞金等

公務災害等見舞金については、所沢市の例により支給する。ただし、療養見舞金については、支給しない。

ウ 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金

消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金については、所沢市・狭山市・入間市の例により支給する。

エ 非常勤、臨時職員の公務災害補償

「議員、その他非常勤の職員の公務災害補償条例」を所沢市の例により制定する。

4 給与

(1) 給与制度

広域消防組織の給与制度については、3市及び事務組合の給与制度を考慮

し、中長期的視点で人件費の増大を防ぎ、議会や住民の理解が得られる範囲で、職員の士気に配慮しながら、適正な給与制度の確立を図るものとする。

(2) 職員給与の調整

3市及び事務組合の職員給与については、給料表やその運用、各種手当及び昇任昇格の基準等が異なり、広域再編時、完全に是正を図ることは困難である。

広域再編時の給料においては、広域直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額をベースとして、広域組織の新給料表の級に対する職務を統一することとするが、その際「同額又は直近上位」の級号給に位置付けることを原則に切り替えるものとし調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、広域再編前、3市及び事務組合において現給保障を受けている場合は、広域再編後、当該給料月額を保障するものとする。また、各種手当のうち、管理職手当と地域手当については、構成市間等で格差があるため、広域再編時は従前の支給額（割合）とし、広域後給料の格差是正を図りながら、原資内を原則に統一を図ることとし、その他の手当においては広域再編時統一するものとする。

(3) 給料

ア 給料表

所沢市行政職給料表の例とする。

イ 給料表級別職務表及び級別資格基準表

給料表級別職務表

職務の級	職務	階級
1 級	主事補	消防士
2 級	主事	消防副士長
3 級	主任	消防士長
4 級	主査	消防司令補
5 級	上席主査	消防司令・消防司令補
6 級	副主幹	消防司令
7 級	課長、主幹	消防司令長
8 級	次長、参事	消防監
9 級	消防長、理事	消防正監

級別資格基準表

学歴免許	要在級年数（必要経過年数）					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
大学卒	0	2(2)	3(5)	5(10)	規定なし	規定なし
短大卒	0	4(4)	3(7)	5(12)	規定なし	規定なし
高校卒	0	6(6)	3(9)	5(14)	規定なし	規定なし

※ 構成市等の現状は、資料集P20参照。

ウ 初任給

所沢市、狭山市及び入間市の例によるものとする。

	高校卒	短大卒	大学卒
広域消防組織	155,700円	172,200円	185,800円
所沢市	155,700円	172,200円	185,800円
狭山市	155,700円	172,200円	185,800円
入間市	155,700円	172,200円	185,800円
埼玉西部	149,800円	161,600円	178,800円

(4) 諸手当

ア 扶養手当

狭山市、入間市及び埼玉西部広域の例によるものとする。

			所沢市	狭山市	入間市	埼玉西部	広域消防組織
配偶者			13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
配偶者以外の その他の扶養 親族	1人につき	扶養配偶者あり	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
		扶養配偶者なし (共働き世帯)	6,800円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
		配偶者なし	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子			5,000円 加算	5,000円 加算	5,000円 加算	5,000円 加算	5,000円 加算

イ 管理職手当

3市及び事務組合間の支給額(割合)に格差があることから、新組織設立時は従前の支給額(割合)とし、格差是正を図りながら構成市等の支給額(割合)と当該職員数を考慮した加重平均による額に段階的に統一するものとする。

役職	所沢市	狭山市	入間市	埼玉西部	広域消防組織
部長相当職	15%	15%	条例70,000円 削減後63,000円	70,000円	72,000円
次長相当職	14%	12%	条例57,000円 削減後53,000円	62,000円	61,000円
課長相当職	13%	10%	条例53,000円 削減後50,000円	54,000円 副参事49,000円	53,000円
課長補佐相当職	12%	7%	43,000円	44,000円	41,000円
係長相当職の所長等	11% 消防は対象なし				

※入間市は平成24年度末まで、削減後の手当額を支給。

ウ 地域手当

広域前の支給実態を踏まえ支給することとし、その割合は3市及び事務組合に格差があることから、新組織設立時は従前の割合とし、格差是正を図りながら3市及び事務組合の支給割合と当該職員数を考慮した加重平均による支給割合に段階的に統一するものとする。

	所沢市	狭山市	入間市	埼玉西部	広域消防組織
支給割合	8%	10%	6%	6%	7.5%

エ 住居手当

- ・借家については、所沢市、狭山市及び入間市の例によるものとする。
- ・持家については、狭山市及び埼玉西部広域の例によるものとする。

区 分		所沢市	狭山市	入間市	埼玉西部	広域消防組織
借 家	家賃 12,001 ～23,000 円 (埼玉西部は 20,000 円以下)	家賃－12,000 円	同 左	同 左	家賃－9,000 円	家賃－12,000 円
	家賃 23,001 円 (埼玉西部は 20,001 円)	$(\text{家賃} - 23,000) \times 0.5 + 11,000$ 円 (下線算定額が 16,000 円を超え るときは 16,000 円) 最大 27,000 円	同 左	同 左	$(\text{家賃} - 20,000) \times 0.5 + 11,000$ 円 (下線算定額が 16,000 円を越 えるときは下線 は 16,000 円)	$(\text{家賃} - 23,000) \times 0.5 + 11,000$ 円 (下線算定額が 16,000 円を超え るときは 16,000 円) 最大 27,000 円
持 家		一律 6,500 円	一律 5,000 円	一律 5,500 円	一律 5,000 円	一律 5,000 円

オ 通勤手当

- ・交通機関利用者は、次表のとおりとする。
- ・交通用具利用者は、入間市の例によるものとする。
- ・交通機関及び交通用具併用者は、所沢市、狭山市及び埼玉西部広域の例によるものとする。
- ・2 km未満の通勤については、支給しないものとする。

区 分	所 沢 市	狭 山 市	入 間 市	埼玉西部	広域消防組織
交通機関利用者 〈主に電車〉	〈定期券利用〉 6箇月定期の額 ※交替制勤務者 については、通勤 11回分（1月） の運賃等の額	〈定期券利用〉 6箇月定期の額 （6箇月分一括支 給） 〈ICカード（バ スモ等）利用〉	鉄道の場合 〈定期券利用〉 6箇月定期の額 （6箇月分を 4月・10月に 一括支給）	通勤に要する 運賃等の額に相 当する額 〈定期券利用〉 6箇月定期の額	〈定期券利用〉 6箇月定期の額 ※交替制勤務者に ついては、平均通 勤所要回数分の運 賃等の額
交通機関利用者 〈主にバス〉	〈回数乗車券（IC カード乗車券を 含む）〉 回数乗車券等の 通勤 21 回分の 運賃等の額（IC カード乗車券等 の割引率を乗じ た後の額） ※交替制勤務者 については、通勤 11回分（1月） の運賃等の額	通勤 21 回分の 運賃からICカ ードの利用特典 分を控除した額）	バスの場合 〈バスモ利用〉 通勤 21 回分の 運賃等の額（割 引率を乗じた 後の額） 上限額 1 箇月運賃 55,000 円	〈回数券〉 回数乗車券等の 通勤 21 回分 ※交替制勤務者 に従事する職員 等にあつては、平 均通勤所要回数 分）の運賃等の額	〈回数乗車券（IC カード乗車券を含 む）〉 回数乗車券等の通 勤 21 回分の運賃 等の額（IC カード 乗車券等の割引率 を乗じた後の額） ※交替制勤務者に ついては、平均通 勤所要回数分の運 賃等の額
交通用具利用者	別 記				
交通機関、 交通用具併用者	運賃等相当額、交 通用具利用者手 当額又はその合 計額	運賃等相当額、 交通用具利用者 手当額又はその 合計額	運賃等相当額、 交通用具利用者 手当額又はその 合計額 上限額 1 箇月運賃 55,000 円	運賃等相当額、 交通用具利用者 手当額又はその 合計額	運賃等相当額、 交通用具利用者手 当額又はその合計 額
その他	2キロ未満の 支給額0円	同左	・他の職員の運 転する自動車 等に同乗 1000 円 ・2キロ未満の 支給額0円	2キロ未満の 支給額0円	2キロ未満の 支給額0円

交通用具利用者

使用距離 (km)		所沢市 A	狭山市 B	入間市 B	埼玉西部 B	広域消防組織 B
A(以上)(未満)	B(以上)(未満)					
2 ~ 4	2 ~ 5	3,900円	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円
4 ~ 6		4,700円				
6 ~ 8	5 ~ 10	5,500円	6,100円	4,100円	4,100円	4,100円
8 ~ 10		6,200円				
10 ~ 12	10 ~ 15	7,100円	8,500円	6,500円	6,500円	6,500円
12 ~ 14		8,000円				
14 ~ 16		9,100円				
16 ~ 18	15 ~ 20	9,900円	10,900円	8,900円	8,900円	8,900円
18 ~ 20		10,800円				
20 ~ 22	20 ~ 25	11,900円	13,300円	11,300円	11,300円	11,300円
22 ~ 24		12,900円				
24 ~ 26		14,000円				
26 ~ 28	25 ~ 30	14,900円	15,700円	13,700円	13,700円	13,700円
28 ~ 30		15,700円				
30 ~ 32	30 ~ 35	16,600円	18,100円	16,100円	16,100円	16,100円
32 ~ 34		17,400円				
34 ~ 36		18,600円				
36 ~ 38	35 ~ 40	19,600円	20,500円	18,500円	18,500円	18,500円
38 ~ 40		20,500円				
40 ~ 42	40 ~ 45	21,500円	22,900円	20,900円	20,900円	20,900円
42 ~ 44		21,900円				
44 ~ 46		22,200円				
46 ~ 48	45 ~ 50	22,500円	21,800円	21,800円	【加算額】 4 扣x-トルの場合、200円、4 扣x-トルを超える場合は200円に4 扣x-トルを超える距離2 扣x-トルを加えるごとに200円を加算した額	21,800円
48 ~ 50		22,900円				
50 ~ 52	50 ~ 55	23,300円	22,700円	22,700円	22,700円	22,700円
52 ~ 54		23,700円				
54 ~ 56		24,000円				
56 ~ 58	55 ~ 60	24,300円	23,600円	23,600円	23,600円	23,600円
58 ~ 60		24,700円				
60 以上	60 以上	25,100円		24,500円		24,500円

カ 期末・勤勉手当

- ・支給割合は、3市及び事務組合で相違がないため、現行どおりを基本とする。
- ・役職加算は、次表のとおりとし3級から5級及び年齢加算は、広域後、当該級の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定することとする。
- ・成績率は、3市及び事務組合の状況を見極めながら、広域後決定することとする。

区 分		所 沢 市	狭 山 市	入 間 市	埼玉西部	広域消防組織
6 月	期末手当	1.225	1.225	1.225	1.225	1.225
	勤勉手当	0.675	0.675	0.675	0.675	0.675
12 月	期末手当	1.375	1.375	1.375	1.375	1.375
	勤勉手当	0.675	0.675	0.675	0.675	0.675
総 合 計		3.95	3.95	3.95	3.95	3.95

期末・勤勉手当の加算率

区 分	所 沢 市	狭 山 市	入 間 市	埼玉西部	広域消防組織
9級	20%				20%
8級	17%	20%	20%	20%	17%
7級	15%	20%	15%	20%	15%
6級	10%	15%	10%	15%	10%
5級	10%	10%	5%	10%	広域後
56歳以上		10%			広域後
4級	7%(主査)	5%	5%	5%	広域後
	5%(主任)				
3級	3級に3年以上 在級の職員 5%		5%	3級に4年以上 在級の職員 5%	広域後

キ 休日、夜間及び時間外勤務手当

- ・休日勤務手当は、所沢市、狭山市及び埼玉西部広域の例によるものとする。
- ・夜間及び時間外勤務手当は3市及び事務組合に相違がないことから、現行どおりとする。

	休日勤務手当	夜間勤務手当	時間外勤務手当
所沢市	実績×135/100	実績×25/100	22:00~5:00 休日以外 実績×150/100 休日 実績×160/100 5:00~7:00 休日以外 実績×125/100 休日 実績×135/100
狭山市	同上	実績×25/100	同上
入間市	祝日(7時間45分) 実績×135/100	実績×25/100	同上
埼玉西部	実績×135/100	実績×25/100	同上
広域消防組織	実績×135/100	実績×25/100	22:00~5:00 休日以外 実績×150/100 休日 実績×160/100 5:00~7:00 休日以外 実績×125/100 休日 実績×135/100

ク 管理職員特別手当

管理職員特別手当は、管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の運営の必要により週休日又は職員休日に勤務した場合に支給されるものである。新組織においては、週休日等の勤務を原則振替によることとし、必要最低限の範囲で適用することを条件に規定を設けることとし、支給額は埼玉西部広域の例によるものとする。

役 職	所沢市 狭山市 入間市	埼玉西部	広域消防組織
部長相当職	規定なし	12,000円	12,000円
次長相当職		10,000円	10,000円
課長相当職		8,000円	8,000円
課長補佐相当職		6,000円	6,000円

※ 表中の額は、勤務1回に対する支給額を示す。

ケ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康、又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給する特殊勤務手当の本旨を尊重し、狭山市の例によるものとする。ただし、行路病人等取扱手当の規定は設けないものとする。

	火災出動等(1回)	救急出動(1回)	夜間特殊勤務手当
所沢市	機関長 400円 放水長 300円 機関員 300円 その他の職員 200円 2時間以上消火の場合、 上記金額の倍額	片道 20 km以上 500円 片道 20 km未満 100円	5Hを超える時 450円 2H以上 5H以下 300円 2H未満 240円
狭山市 ※1	防御活動等に従事※2 500円 上記以外 250円	特定行為救命処置に従事 500円 その他に従事 250円	
入間市	防災又は消火活動に従事 300円 その他に従事 150円	特定行為救命処置を伴う活動 300円 上記以外に従事 150円	
埼玉西部	水・火災警戒出場 300円	特定行為救命処置に従事 500円 その他に従事 200円	1H以上 3H未満 300円 3H以上 5H未満 350円 5H以上 500円
広域消防 組織	防御活動等に従事※2 500円 上記以外 250円	特定行為救命処置に従事 500円 その他に従事 250円	

※1 狭山市は、他に行路病人等取扱手当の規定を設けている。
 行路病人1件 1,000円・行路死亡人1件 2,000円(いずれも救急業務における搬送中は除く)
 ※2 防御活動等とは、火災防御、水防又は救助活動に直接従事した場合をいう。

(4) 旅費

- ・新組織の管轄区域を一のものと考え、また在住所地等の規定を設けない。
- ・各旅費の支給の有無やその額は、次表のとおりとする。
- ・その他旅費に関わる事項は、所沢市の例を基本とする。

		所沢市	狭山市	入間市	埼玉西部	広域消防組織	
日当	日帰り	隣接市等	支給なし	支給なし	支給なし	支給なし	
		埼玉県・東京都	650円	支給なし※1	支給なし※1	支給なし	広域化決定後
		上記以外の地域	1,300円	2,100円	2,300円※2	支給なし	同上
	宿泊あり	2,600円	2,100円	2,300円	2,000円※3	同上	
宿泊料（1夜）		13,100円	13,000円	15,000円	13,000円	同上	
食卓料（1夜）		2,600円	支給なし	2,300円	支給なし	同上	
鉄道賃	急行料金支給要件	50 km以上					
	特急料金支給料金	100 km以上					
航空賃		現支払額	現支払額	現支払額	現支払額	現支払額	
車賃（1 km）		37円	37円	37円	37円	37円	

※1 一部地域を除く。

※2 日当の支給を受けるべき者が研修、講習等を受けるために出張する場合において、当該出張が宿泊を要しないものであるときの日当の額及び当該出張が引き続き7日以上にわたり、かつ、宿泊を要するものであるときの6日を超える日数の日当の額の2分の1とする。

※3 研修を受ける場合又はその出張が研修を目的とする場合は2分の1とする。

5 職名と階級

現在、4消防本部における職名と階級は、各消防本部において違いがあるため、広域後は統一を図る。

職名と階級については、広域後組織の規模を勘案して、所沢市消防本部の職名と階級を基本とし、次のとおりとする。

なお、消防活動上の職名については、消防部隊の指揮命令系統を明確にするため、職名を消防署組織規程等で別に定めるものとする。

本部・署の職名と階級

消防本部		消防署	
階級	職名	階級	職名
消防正監	消防長、理事	※※※	※※※
消防監	次長、参事	消防監	署長
消防司令長	課長、主幹	消防司令長	副署長、課長、分署長、主幹
消防司令	副主幹	消防司令	副主幹
消防司令補	上席主査	消防司令補	上席主査
消防司令補	主査	消防司令補	主査
消防士長	主任	消防士長	主任
消防副士長	主事	消防副士長	主事
消防士	主事補	消防士	主事補

6 教育、研修等

消防職員の教育や研修等は、消防機械器具の急速な発展に対応する技術の育成、救急救命士や予防技術資格者などの資格取得の養成など、近年の複雑・専門化した消防業務を適切かつ効果的に遂行し、住民の安全な暮らしを守るために必要である。

(1) 職員研修

4消防本部において、消防大学校、県消防学校、救命士養成所、消防本部内研修、市長部局研修、その他の研修を行っている。また、職員研修は、より高度な知識、技能等の習得による職員の高度化及び専門化が必須となってくることから、広域消防組織においても研修計画を策定するとともに、効果的な職員研修を行っていくものとする。

(2) 資格の取得

予防、救急、救助、その他に係る資格については、広域消防組織においても必要に応じて養成を図っていく。

構成消防本部の受講状況（過去5年）

科目区分		消防本部名					所沢市					狭山市					入間市					埼玉西部				
		17	18	19	20	21	17	18	19	20	21	17	18	19	20	21	17	18	19	20	21					
消防大学校	幹部科			1	1	1			1	1	2		1		1	2		1	1	1	2					
	本級科																									
	上級幹部科																			1						
	警防科				1					1	1		1					1								
	救助科			1																						
	救急科											1														
	予防科		1			1						2	1	1												
	危険物科										1															
初任教育	5	2	5	12	12	4	3	7	6	5		4	2	2	4					5	4					
埼玉県消防学校	警防科		1				1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1					
	無線通信課程																									
	予防査察科	1	1	1	1	1	2	2		1	1	2	2		2	2	2	2	1	1	1					
	予防課程													2												
	危険物課程																									
	査察課程																									
	火災調査課程	1		1		1	2				1	2		2		2	3		1		1					
	機関運用課程																									
	機関課程																									
	救助科	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	1	1	2	1	1	2	1					
	特殊災害科		1	1	1				2				2	2	2			1	1	1						
	救急科	4	3	4	6	9	4	4	2	2	2	4	4	4	3	2	6	6	6	6	6					
	幹部教育	初級幹部科	1	1		4		1			2	2	2	2	2	3	2	2	1	1	2	2				
中級幹部科			1		2	1		1		2	2		2		2	2		2		1	1					
上級幹部科		1		1		1			1		1	1		1		1	2		1		1					
特別教育	実科指導員養成課程					2	1		2		1	1	1			1	2	1	2		2					
	水難救助員養成課程															1				1						
	救急隊長課程																									
	はしご車等操作員教育																									
	幹部特別教育	1			1		1					1						1		1						
	警防・救助隊長特別教育																									
救命士養成	警防活動教育	1	1			2	1	1	1		1							2	2	2	2	2				
	救急救命士養成所	3	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	2	1		1	2	2	2	1	1					
	薬剤投与追加講習	1	2	5	4	5	2	2	2	3	3	1	1	1	3	3	1	2	2	3	3					
	気管挿管追加講習	5	2	5	5	4		1	1	1	1	1			2	2		1	1	1	2					
救急救命士病院研修	9	7	13	12	12	16	18	24	35	31	18	18	25	41	26	15	14	13	14	17						

※消防本部名下欄の数字は、和暦年(平成)を表す。

7 貸与物品等

(1) 消防業務に必要な制服、活動服等の給・貸与品の統一

給与品の品目は、4消防本部とも概ね同様であるが、仕様等も含め広域消防組織発足までに統一する。なお、品目ごとの使用期限については、財政状況を考慮して4消防本部がそれぞれ設定している期間の最長とする。

(2) 給与品の支給方法

給与品は、それぞれの職種により選定し、予算を有効に活用することができる点数制を広域後も継続する。なお、個々の持点は経費を抑制するため全職員一律ではなく、職種や階級に応じた点数配分とする。

また、立ち上げ時にすべての給与品の統一を図ることは、財政面でかなりの負担を被るため、更新時等に統一した仕様のものに随時整備していく。

なお、活動服、略帽（アポロキャップ）については、組織、部隊の識別という重要な役割も兼ねていることから、広域消防組織発足時に統一する。

第4 施設整備

1 拠点施設の整備

広域消防組織の本部庁舎は、交通の利便性、職員数及び災害発生状況並びに通信指令センターの配置要件等を考慮し所沢市消防本部庁舎とし、広域消防本部を収容するにあたり建物の一部改修等必要な整備を行うこととする。

なお、本部機能の充実を図るため新庁舎の必要性について5市の財政状況、社会情勢等を見据え広域再編後に検討を行うこととする。

2 消防施設計画

既存施設の建替え等を含む大規模改修の計画については、現時点での調整は極めて難しく、5市の財政状況、社会情勢等を見据えて消防力の強化・均等化を目的とした消防署所の新設、統合、改修等は、広域再編後に検討を行うこととする。

3 通信施設

ア 通信指令システム

通信指令システムの整備は、広域再編時に全てを新たに整備するのではなく、立上げ経費の高騰を抑えることから、既存設備を有効活用する方法が最善であり、広域人口規模に対応が可能な所沢市消防本部の通信指令システムを増設整備する。

なお、これに伴い指令センターの一部改修等必要な整備を行うこととする。

イ 消防無線

無線基地局及び周波数の選定・運用については、消防救急無線のデジタル化移行まで、できるだけ現行の周波数を継続使用できる体制を関東総合通信局と調整を行い次のとおりとする。

- 基地局においては、机上の電波伝搬調査で所沢市消防本部のみでは不感地

帯が発生するため、それを解消するための前進基地局を埼玉西部広域消防本部へ設置する。

・無線周波数においては、消防波は現行どおりの市町村波 A・B 波（狭山市の車両については B 波を増波）を使用し、救急波は現行の所沢市消防本部及び埼玉西部広域消防本部の救急波の 2 波（狭山市・入間市については、埼玉西部広域消防本部の救急波に変波）を使用する。

ウ 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線のデジタル化への対応は、現在の 150MHz 帯アナログ方式の使用期限が平成 28 年 5 月 31 日となっており、それまでに 260MHz 帯デジタル方式に移行しなければならないため、平成 27 年度末までに指令センターの改修を含めた設備設置を行うこととする。

4 消防水利

消防水利については、5 市の業務となっているが、5 市の開発指導基準は、開発事業面積や周辺水利の勘案基準に違いがあるため、広域消防組織として統一した開発指導基準を整備するものとする。

第 5 財政・財産

1 財政規模

財政規模は、5 市の財政状況を考慮して、広域再編前年度の消防費及び消防組織運営上必要な経費（埼玉縣市町村総合事務組合負担金、職員厚生費等）の予算額の総額を基本とする。

ただし、大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）のその年度に特に支出が必要となるものが含まれる場合にはその額を除くこととする。

また、消防救急無線のデジタル化費用のように、これまで支出がなかった新たな事業、立ち上げ経費（広域組織本部、通信指令装置の整備、情報システムの整備、車両表示の変更及び被服の統一等）については、5 市の財政規模に含むことができるものとする。ただし、極力経費の抑制に努める。

なお、現時点で想定されない新たな条件が生じた場合には、各市は財政状況を踏まえて協議を行うこととする。

2 財政計画

前記 1 における財政規模を原則とし、今後整備する消防施設整備計画・車両更新整備計画等に沿った健全で安定した財政運営を堅持していくことを基本とする長期財政計画を策定する。

3 経費の負担

経費の負担割合、消防費に係る基準財政需要額の割合を基本とし、広域再編後の 5 市における消防費の急激な増大を避けるために以下の方策とする。

なお、事業内容によっては 5 市において協議した負担割合とする。

(1) 経常的経費の負担方法

広域再編当初は、現行における5市の実質負担額（常備消防費のうち投資的経費等を除く平成23年度当初予算）の比率により5市が負担するものとする。なお、5市の財政状況を踏まえ調整を図りつつ、消防費に係る基準財政需要額の割合へ移行するものとする。

(2) 投資的経費の負担方法

立上げ経費（情報システムの整備、消防施設・車両等名称表示変更、被服等の統一に掛かる経費）、消防庁舎（敷地を含む。）、消防車両・資機材、その他消防に要する設備（以下「消防施設」という。）に要する経費等の5市の負担方法は、消防費に係る基準財政需要額の割合を基本とする。

なお、立上げ経費である通信指令システムの整備及び消防救急無線のデジタル化整備については、4消防本部が単独整備を行った場合の比率による割合とする。

4 財産の取扱い

(1) 土地について

広域消防組織へ無償譲渡し、その後の維持管理は広域消防組織で行う。

なお、借地については、借受人を5市から広域消防組織に変更し貸借を継続する。

(2) 建物について

広域消防組織へ無償譲渡し、維持管理は広域消防組織で行う。

(3) 車両、資機材等の備品について

広域消防組織へ無償譲渡し、維持管理は広域消防組織で行う。

(4) 消火栓について

水道事業施設の一部であり、切り離すことは困難であることから市の所有とする。

(5) 防火水槽について

広域消防組織へ無償譲渡し、市の施設から区分できない場合は、市の財産とし、広域消防組織へ使用許可を与える。

なお、維持管理は広域消防組織で行う。

5 債務の取扱い

(1) 広域再編前の債務について

広域再編前の常備消防の債務は、それぞれの市が負担する。

(2) 広域再編後の起債について

広域消防組織において実施する。なお、債務の負担方法は5市の事業負担の割合で行う。

6 契約事務

広域再編時の契約事務は、3市及び事務組合の契約をそのまま引き継ぐこととし、広域再編後は、契約、業務内容ごとに必要に応じ統合等を考慮しつつ調

整を図る。

なお、リース等で複数年契約が締結されており、移行時をまたぐものは広域消防組織へ引き継ぐことを原則とする。

第6 消防実務

1 予防業務

(1) 予防事務

ア 消防同意

(ア) 消防長同意・消防署長同意の区分

消防署長同意とし、消防署消防課が全て処理する。ただし、特殊建築物で消防署長が必要と認めたものにあつては、消防長同意とし、消防本部予防課の合議制とする。

(イ) 書類の受付と返却方法

特定行政庁、建築主事所在地ごとに管轄の消防署で受付し、同意区分に従い返却をする。

(ウ) 審査基準

・消防法第17条の3の2により検査を受けなければならない防火対象物及び延べ面積150㎡以上で消防用設備等が設置該当となる防火対象物とする。

・審査事項等は、所沢市消防本部建築同意事務処理規程に定められた様式（様式第4号、第4号の2、第4号の3）を採用する。

イ 検査

(ア) 検査対象規模の統一

検査を実施する防火対象物は、消防同意事務の審査基準と同一にする必要があるため、消防法第17条の3の2により検査を受けなければならない防火対象物及び延べ面積150㎡以上で消防用設備等が設置該当となる防火対象物とする。

(イ) 消防同意と検査との関係

検査は、建築される防火対象物が消防同意で審査した内容どおり建築されているかを、現場で確認する行為であり、計画段階から打合せ等を行った部署が一貫して実施するものとし、消防署の予防担当が全て実施する。ただし、特殊建築物等で消防長同意として消防本部予防課の合議を受けたものにあつては、本部予防課長命により本部予防課・署消防課合同で検査を実施する。また、テナント検査、既存防火対象物の増改築工事に伴う検査についても、上記と同様であり管轄する消防署の消防課が実施する。

ウ 火災原因調査

(ア) 火災原因調査の実施権限者

火災原因調査の実施権限者は消防署長とする。

ただし、消防法第35条の3の2消防庁長官の火災原因の調査にあっては、実施権限は消防庁長官とする。

(イ) 火災原因調査実施者

火災原因調査の実施は、火災出場時の情報を持つ消防隊等が行う。なお、必要に応じて消防署消防課に協力を依頼することができるものとする。

ただし、消防庁長官による火災原因調査等が行われる場合は、本部予防課長が指名した者が行うものとする。

(ロ) 火災調査書の作成

火災調査書の作成は、火災調査を実施した者が作成する必要があるため管轄の消防隊等が作成する。なお、必要に応じて消防署消防課に協力を依頼することができるものとする。

ただし、消防庁長官による火災原因調査等が行われる場合は、本部予防課長が指名した者が作成するものとする。

(ハ) 報告

- ・火災即報（県）は本部指令課が行う。
- ・火災報告オンライン処理システム（国）は本部予防課が行う。
- ・月別火災概況報告（県）は本部予防課が行う。
- ・火災調査概況報告（市長）は管轄消防署が行う。
- ・火災概況報告（消防長）は管轄消防署が行う。
- ・り災証明の発行は各署所で行う。

エ 査察

(ア) 計画査察

- | | |
|--------------|-------|
| ・A区分査察対象物 | 1年に1回 |
| ・B区分査察対象物 | 3年に1回 |
| ・C区分査察対象物 | 5年に1回 |
| ・危険物製造所等 | 1年に1回 |
| ・前各号以外の消防対象物 | 適宜 |

(イ) 特別査察

- ・法令改正等により、査察の必要が生じた場合。
- ・市民からの苦情、相談又は要請があった場合。
- ・特異な火災があった場合。
- ・特別な行事、催し物等が開催される場合。

- ・違反事項に対する処理として、査察を行う必要が生じた場合。
- (ウ) 査察の実施
 - ・立入検査は全て消防隊が実施する。
 - ・違反是正に関する追跡査察等は、消防署の消防課が実施する。
 - ・特別査察等の企画立案は、原則的に本部予防課が担当し、立入検査は消防隊等が実施する。

オ 違反処理

- (ア) 違反処理の主体

違反処理の段階に応じて消防長又は、消防署長権限とする。
- (イ) 違反処理事務の区分

命令事案に該当すると認められる場合（消防吏員が命令を行使することができる、消防法第3条及び同第5条の3については除くものとする。）は、消防長権限とし、本部予防課と消防署消防課が合同で事務を執行する。それ以外の事案は消防署消防課が担当する。

カ 危険物の規制

- (ア) 許認可

消防署長専決の許認可とし、処理は消防署消防課が全て実施する。
- (イ) 完成検査前検査（タンク検査）

消防署長専決の検査とし、管轄の消防隊等が全て実施する。
- (ウ) 立入検査区分、検査員

管轄の消防隊等が全て実施するが、必要があれば消防署消防課の指導及び助言を求めることができるものとする。
- (エ) 火薬類許可

消防署長決裁の許可とし、管轄消防署消防課が全て処理する。
- (オ) LPG設置工事届出等

管轄消防署の消防課が全て実施する。
- (カ) 消防法第9条の3の届出（圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出）

管轄の消防隊等が全て実施する。
- (キ) 火災予防条例第46条の届出（少量危険物・指定可燃物の貯蔵・取扱いの届出）

管轄の消防隊等が全て実施する。
- (2) 事務分担の明確化

本部の事務は消防署をまとめる総括的な事務と違反処理とし、広域前の本部事務は基本的に全て消防署で行う。

ア 本部

- (ア) 消防署で行う同意事務、許認可事務の総括。
- (イ) 防火対象物、危険物施設等の検査、査察の総括。
- (ウ) 広域本部全体で行う行事等の企画、広報。
- (エ) 規程等の整備。
- (オ) 違反処理の専門官。
- (カ) 予防要員の育成。

イ 消防署

- (ア) 消防同意、許認可事務。
- (イ) 防火対象物、危険物施設等の検査、査察、違反処理事務。
- (ウ) 火災原因調査の総括。
- (エ) 各種講習会事務。
- (オ) 外郭団体の事務及び各種イベントの企画。

ウ 消防隊

- (ア) 防火対象物、危険物施設等の査察事務。
- (イ) 火災予防条例に基づく各種届出及び液化石油ガスに関する事務。
- (ウ) 防火対象物、消防用設備等の点検報告書受付事務。
- (エ) 防火管理者、消防計画の届出に関する事務。
- (オ) 火災原因調査事務。
- (カ) 危険物タンク検査事務。

2 警防業務

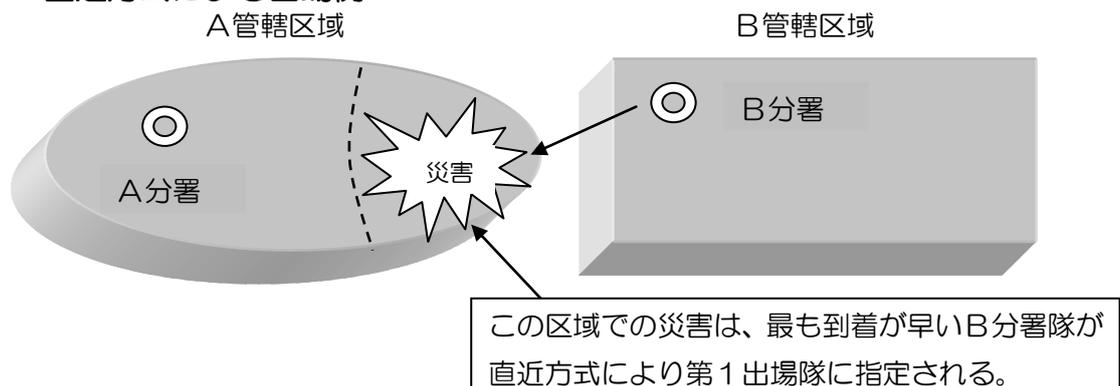
(1) 出場区域

出場区域については、災害現場へ早く到着できる直近方式を採用し出場部隊を編成し対応する。

ア 直近方式の基本事項

- (ア) 災害時に出場する区域は、5市全域であることを前提とする。
- (イ) 管轄区域で発生した災害事案は、原則として管轄隊が全て処理する。
ただし、火災の場合を除き、管轄外の隊のみで災害事案を処理する場合は、当該隊が全て処理する。

イ 直近方式による出場例



(2) 出場計画

広域再編後の出場計画は、現有の消防力を考慮した計画とする。

なお、出場計画の基本事項は下記のとおりとする。

ア スケールメリットを生かした出場体制

広域化のメリットを十分に配慮し、長時間災害等の現場管理（交替・休憩・休息）を行える計画とする。

イ 初動体制強化及び特殊災害への対応

第1出場体制を充実させ初動体制を強化し、事前計画（第3出場体制）に広域消防組織の60%～70%の消防部隊を組み入れた計画とする。

また、特殊災害に対しては、装備を最大限に活用した組織編成とすることとし、災害種別に応じた計画とする。

ウ 出場区分及び指揮体制と整合性のある出場体制

出場体制は、出場区分及び指揮体制との整合性が必要であるため、警防規程等に明記する。

(3) 訓練・演習計画

広域再編後の部隊運用を有機的に展開するためには、広域消防組織の全職員が一つの活動基準等に基づき、各種訓練等を計画的に実施する必要がある、そのための訓練計画を策定する。また、消防団とのより一層の連携強化を図るため、各種訓練・演習等を計画的に実施し円滑な消防活動体制を確保する。

ア 本部訓練

消防本部警防課が主管する部隊運用を重視した訓練とし、各署の代表部隊が消防長に対して、組織的かつ実践的な訓練を行うこととする。

イ 署訓練

大隊の連携活動の重要性、必要性に鑑み、消防署単位で様々な連携訓練を行うこととする。

ウ 演習

実際の対象物等を活用し、訓練の成果を確認するとともに広域組織の消防力を確認することとする。なお、演習の実施主体は、目的や規模等により決定する。

3 救急業務

(1) 救急事業

救急事業については、応急手当の普及啓発に重点を置くとともに、講習会や普及啓発イベント等については、消防本部救急課が作成する講習会実施要領等により各消防署が実施することとする。

(2) 協力団体

現在救急関係の消防協力団体については、次のとおりであり、広域後の救急体制等を考慮し関係機関と調整を図る。

【消防協力団体】

	関係団体名	現事務局	広域後の所管部署
1	関越自動車道埼玉県消防連絡協議会	所沢市：救急課	警防課
2	埼玉県西部第一地域MC協議会	所沢市：救急課	救急課
3	埼玉県消防長会救急部会	所沢市：救急課	救急課

※ 狭山市救急業務連絡協議会、入間市救急業務連絡協議会 ⇒ 広域後調整する。

(3) 救急隊員養成計画

救急隊員及び救急救命士の有資格者の充実強化を図るため、平成 24 年度から 10 年度間の救急救命士養成計画及び救急隊員養成計画（埼玉県消防学校救急科）を 4 消防本部の過去の養成実績をもとに次のとおり定める。

なお、救急救命士においては、現有資格者の高齢化等も考慮した計画であり、救急車搭乗人数や新規採用者の資格保有者数により、随時計画を見直すものとする。さらに、今後は指令課の口頭指導員や PA 連携時の先着ポンプ隊、特別救助隊への救急救命士の配属も考慮する。

救急救命士・救急隊員養成計画（10か年度）

救急救命士養成計画（県養成所及び財団への派遣予定者数）

団体別	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計
所沢市		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
狭山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
入間市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
埼玉西部		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
合計		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60

救急隊員養成計画（消防学校救急科への派遣予定者数）

団体別	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計
所沢市		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	90
狭山市		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
入間市		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
埼玉西部		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60
合計		21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	210

救急救命士定年退職者数

団体別	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計
所沢市		0	0	2	2	4	1	2	2	1	1	15
狭山市		0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	5
入間市		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
埼玉西部		0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5
合計		0	0	2	2	5	1	2	5	4	6	27

【消防本部別救急救命士数：平成 22 年 4 月 1 日現在】

所 沢 市	43 人
狭 山 市	30 人
入 間 市	25 人
埼 玉 西 部	27 人
4 消 防 本 部 合 計	125 人

参考：広域後の救急隊数 19 署所 21 隊×3 交代=63 隊

：広域後の必要救急救命士数 63 隊×常時 2 名乗車=126 名

(4) メディカルコントロール体制

埼玉県メディカルコントロール協議会事務局と、地域メディカルコントロール協議会の枠組みの再編を含め調整する必要があるとあり、現在の西部第一MC協議会へ新組織として編入する場合には、西部第二MC協議会事務局及び朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部との調整が必要になる。

現段階では広域再編後管内の救命救急センター（防衛医大・埼玉医大国際医療センター）との調整は不可能であり、広域再編後地域MC協議会の枠組みが示されたのち、速やかに地域MC協議会事務局を含めた救命救急センターとの、指示・指導・助言体制及び症例検証・病院実習体制・ドクターカー運用等についての調整を行う。

また、西部第一MC協議会へ編入する場合には、飯能地区医師会長、埼玉医大国際医療センター医師及び飯能地区二次医療機関の医師を新たに西部第一MC協議会の委員に加える調整が必要となる。

【参考】埼玉県地域メディカルコントロール協議会

平成23年3月現在

地域MC協議会名	構成消防本部
西部第一地域MC協議会	所沢市・狭山市・入間市・埼玉県南西部
西部第二地域MC協議会	埼玉西部・川越地区・入間東部・坂戸鶴ヶ島・比企・西入間
中央地域MC協議会	省 略
東部地域MC協議会	
南部地域MC協議会	
北部地域MC協議会	

4 通信指令業務

(1) 通信指令

広域後の中枢機構として、管内における災害の覚知から出動後の部隊運用に至るまで、一元的な情報管理を行う。

なお、迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達を行うため、消防防災ネットワークの充実を図るとともにより一層の事務事業の効率化・高度化を図って行くこととする。

(2) 気象観測業務等について

ア 気象観測

現在、4消防本部に設置してある気象観測装置の情報を、災害活動及び5市への情報提供に活用しているため、引き続き検定機器による気象観測を継続させることとする。

分署においては、検定を行わず現在の機器で観測を継続し、災害活動上役立てることとする。

イ 地震観測

気象庁から発せられる緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用することとし、新たな地震観測装置設備の更新は行わないこととする。また、現行の観測装置は参考情報として活用する。

ウ 気象観測情報の活用

気象観測情報は、災害時の情報提供として、指令センターにデータを集約するシステムを構築し、出場指令書に印刷できるようにする。

(3) 継続して行う業務

聴覚障害者FAX119対応、老人緊急通報システム、5市への連絡、各種災害報告、事故報告等現在4消防本部が依頼されている業務で、継続可能な業務は継続する。

なお、現在4消防本部が協定等を締結して行っている業務で、継続可能な業務は再締結を行い、継続困難な業務は調整を行うこととする。

5 消防車両等

(1) 車両配置

広域再編後の車両配置については、基本的には現行の配置を維持し、特殊車両の削減及び広域後に所管する事務の形態により一部の連絡車等の配置替えを行うものとする。なお、車両名称については、広域後に所管する事務及び業務形態等を勘案し、車両の使用目的に即した車両名称の変更を行う。

(2) 更新基準

車両更新基準は、災害件数、管内情勢、現消防車両の運用実績及び車両メーカーの使用期限等を鑑み下記のとおりとした。なお、救急自動車においては、救急件数の増加により走行距離が著しく増加した場合には、走行距離を考慮し更新の検討を行うこととする。

車 両	更新基準（年）	車 両	更新基準（年）
ポンプ車	15年	指揮隊車	12年
水槽付ポンプ車	15年	その他の特殊車両	15年
救助工作車	15年	資機材搬送車	15年
はしご車	20年	マイクロバス	15年
化学車	15年	連絡車・広報車等	13～15年
救急自動車	8年		

(3) 特殊車両の配備・削減計画

特殊車両の配備は、現特殊車両の更新事業として車種等の見直しを図り計画する。また、削減する特殊車両の時期は、車両の経過年数（更新時期）、現有車両の有効活用及び消防力の整備指針等を勘案し以下のとおりとする。

ア はしご自動車

道路整備状況、交通量、署所の配置状況及び隣接する消防署からの対応範囲等を勘案し、現在配備されている9台のうち、3台を削減する。

呼出名称	規格	登録年月日	廃車予定年度
所沢はしご2	40m級	H06.12.14	H26年度
藤沢はしご1	15m級	H10.02.20	H29年度
埼玉はしご2	15m級	H03.10.23	※H23年度

※ 埼玉はしご2は、埼玉西部広域車両更新計画に基づき廃車

イ 化学自動車

危険物施設数及び地域の実情等を勘案し、現在配備されている6台のうち、2台を削減する。

呼出名称	規格	登録年月日	廃車予定年度
狭山化学2	Ⅱ型	H09.03.26	H28年度
埼玉化学1	Ⅰ型	H08.03.06	H28年度

ウ 救助工作車

現在の配備は5台であり、消防力の整備指針からも、救助隊の配置基準数と同数の5台で運用することが妥当であることから、削減は行わない。

(4) 更新計画

広域再編後の特殊車両の削減、更新基準及び年度経費の平準化を考慮し、更新計画を作成する。

なお、はしご車のオーバーホールにおいては、多額の経費がかかるため広域再編後調整する必要がある。また、連絡車においては、財政負担を考慮し、更新時軽自動車等の導入に努める。

(5) 新規車両の導入

組織の拡大に伴い、特殊車両の効率的な運用及び重複投資している車両の削減により、災害時における初動体制の強化及び現場管理体制の確保、現場支援体制の強化等が可能となる特殊車両の導入を広域再編後検討していく。

【例】・支援車Ⅰ型・Ⅱ型、化学車Ⅲ型以上、空気充填車、大型プロアー車
ウォーターカッター車等

(6) 国庫補助金とリース契約

ア 国庫補助等補助金

国庫補助金については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が根拠法であり、第8条「民生安定施設の助成」及び第9条「特定防衛施設周辺整備調整交付金」が該当するが、広域再編後は第8条「民生安定施設の助成」は引き続き対象となるが、第9条「特定防衛施設周辺整備調整交付金」は、市町村に対する交付金のため対象では無くなる。

また、緊急消防援助隊登録車両の補助についても広域消防組織単位での申請となることから計画的に最大限有効活用（申請）する。

イ リース契約

現有車両では、マイクロバス（所沢消防）がリース契約車両となっているが、連絡車等の一般車両についても検討することとし、更新計画の決定後に細部の検討をすることとする。

(7) 装備品の整備

ア 防火衣一式、保安帽

災害現場での指揮命令系統の確立や、円滑な部隊運用を行う観点から仕様を統一する。

(ア) 統一時期

現在所沢市、狭山市、及び入間市は、同一規格・色の防火衣を導入しており、これをもとに仕様書を作成し、今後防火衣の更新基準・整備計画を設け、更新時に統一仕様の防火衣を整備することとする。なお、現在セパレートタイプの防火衣を貸与されていない職員においては、広域再編時に整備することとする。

保安帽についても、規格及び周章について統一し、更新時に整備することとする。

(イ) 消防本部名の表示

防火衣はバックプリントに広域消防本部名を表示する。なお、更新までの間は、名称の布を張り付け表示する。

防火帽、保安帽は当面の間はシールを張り表示し、更新時に統一する。

イ 個人装備品

空気呼吸器の面体については、現在所沢市以外は個人貸与ではないが、維持管理や衛生面からも個人貸与が望ましい。現行では面体の統一は不可能であるが、広域再編後は統一した呼吸器の整備計画を検討し、面体の個人貸与についても計画的に整備することとする。

防火衣一式、保安帽のほかに、安全帯やゴーグル等も安全管理の観点から更新期限を設け個人貸与することとする。なお、整備計画、更新期限等においては今後の検討とする。

第7 消防団との連携確保

1 消防団事務

本来、消防団事務は市長部局に執るものという考えがあるが、消防本部との連携が不可欠であるという消防団業務の特殊性から、現在、消防団に係る事務は5市とも消防本部にて執行している。今回の広域再編は、常備消防組織を対象としていることから、消防団については、各市長の管理により事務を執ることとする。なお、事務の執行にあたり市長部局と消防本部の相互間における職員派遣等の調整を図り、事務の執行にあたっては、全ての事務に消防署が係り、現状と同様に関係を密に図るものとする。

2 消防団との協力体制

現在、消防団の運営や、災害現場活動における連携など、5市とも消防団と消防本部の良好な関係が築かれており、消防本部が広域再編された後も引き続き、連絡調整を密にし、研修や訓練等を通じて協力体制を維持していく。

3 災害時の連携体制

(1) 災害時の連絡方法

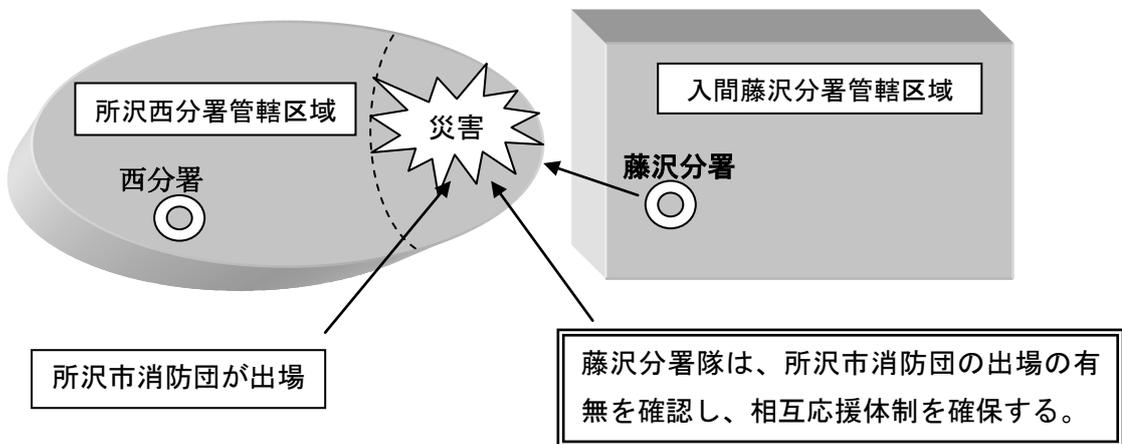
広域再編後においても万全な出場体制を確保するため、広域前と同様な連絡方法を確保するが、将来的には5市消防団の出場体制の強化や効果的な運用が図られるよう災害連絡方法の共同化などについて消防団とともに研究していく。

(2) 災害時における指揮命令系統

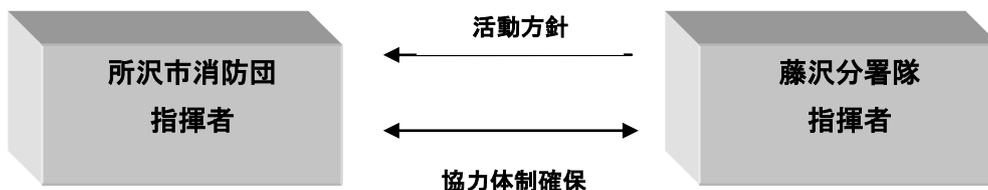
5市境付近では、消防隊等（常備消防）と消防団（非常備消防）の出場体制が異なることがあるため、消防隊等は消防団の出場の有無を把握し活動する必要がある。指揮命令については、原則として行政管轄の指揮者が具体的な活動方針を消防団に示し、協力要請をして任務分担するが、直近方式を採用する一部の地域では、行政管轄外の指揮者との協力体制が必要となる。

現在、5市においてはそれぞれ常備消防と消防団との連携強化に努めているところであるが、実施計画等を作成し更なる連携を強化する必要がある。

【地元消防団との連携】



【指令命令系統図（上記の場合）】 ※管轄指揮者到着までの間



4 現場指揮本部の運営

円滑な現場指揮本部を運営するためには、消防団の指揮者と広域消防本部の指揮者を明確にする必要があり、広域再編後整備する警防規程等に必要な事項を記述する。

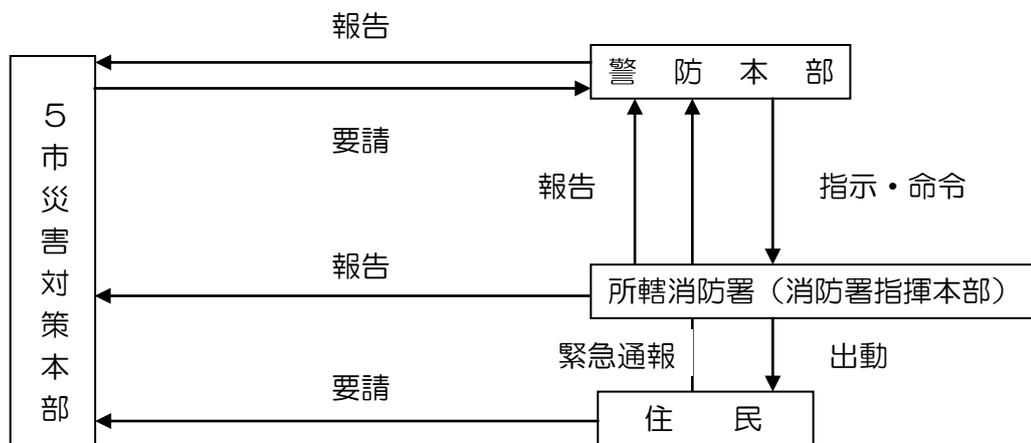
第8 防災・国民保護担当部局との連携確保

1 災害対策本部との連携

(1) 警防本部設置等

- ・ 消防長は、5市において住民の生命、身体及び財産に多大な損害及び被害が発生したとき、又は発生する危険が著しいと認めるときは警防本部を自主的に設置し速やかに5市に報告する。
- ・ 5市のいずれかに災害対策本部が設置されたときは、消防長は速やかに警防本部を設置する。
- ・ 5市は、災害対策本部設置前においても、所轄の消防署長若しくは消防署長が指定する職員の派遣を広域消防警防本部に要請することができる。
- ・ 警防本部の設置場所は、広域消防本部内とする

(2) 5市災害対策本部と警防本部・消防署指揮本部の連携



(3) 災害対策本部への派遣

5市が災害対策本部を設置したときは、消防長は所轄消防署指揮本部から消防署長若しくは消防署長が指定する職員を災害対策本部へ派遣する。

(4) 消防署指揮本部の編成及び配備車両計画

消防署長は、災害時の所轄消防署指揮本部の編成及び配置車両計画を作成する。

(5) 緊急連絡計画

消防長及び消防署長は、非常招集に備え、消防職員等の緊急連絡計画を作成する。

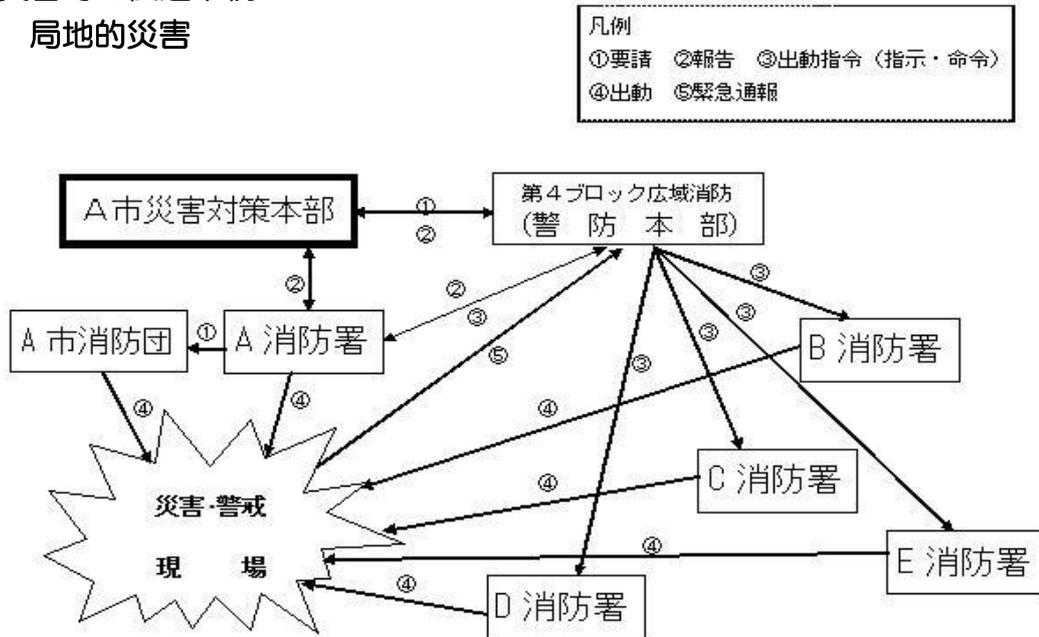
2 防災会議委員の構成

5市の防災会議の組織委員に、広域消防本部として、所轄の消防署長をもって充てる。(日高市は分署長)

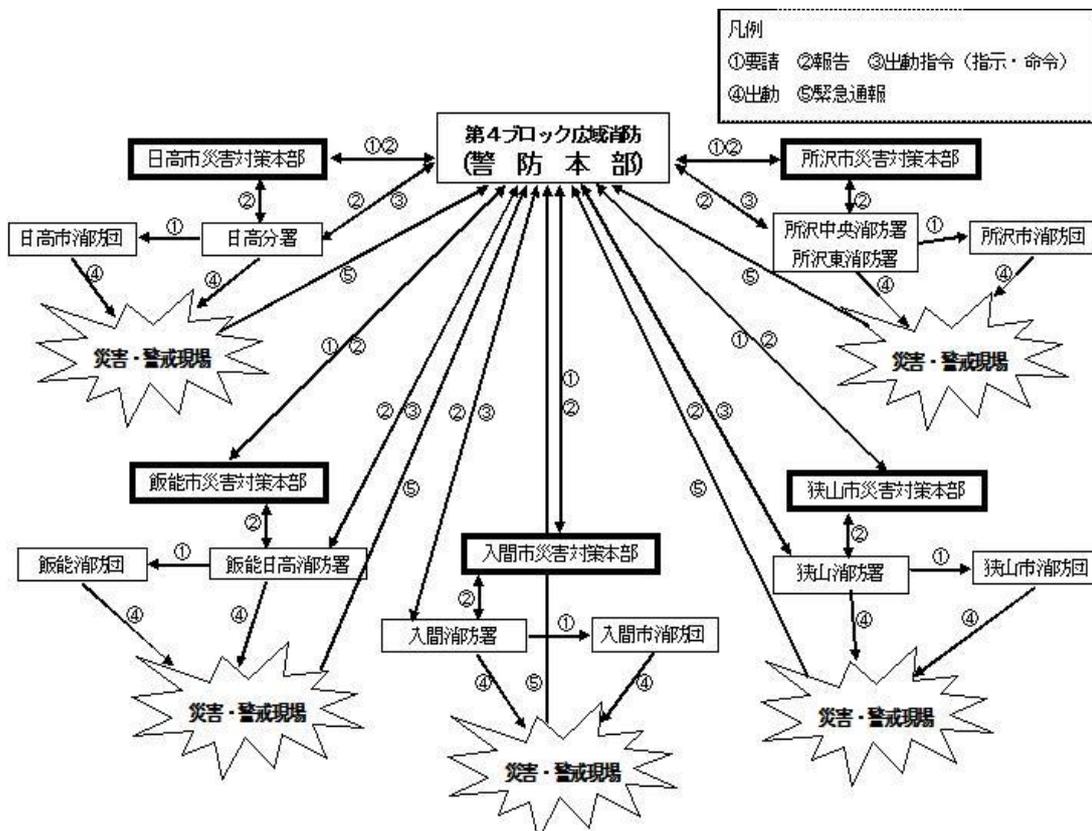
※構成委員である消防署長(日高市は分署長)は市の身分を併任する。

3 災害時の伝達系統

(1) 局地的災害



(2) 広域的災害



4 広域消防計画の作成

5市の地域防災計画と整合性を図り、広域消防計画を作成する。

5 防災行政無線

防災行政無線移動局（無線機）は、所管市災害対策本部の編成組織に組み入れられる所属との情報連絡用に必要なものであることから、装置の設置場所、受託所属を含め協定等について調整を図る。

第9 その他

1 消防相互応援協定

(1) 近隣市

広域再編時に広域消防組織として再締結する。

	応援協定名称	締結先
1	広域消防と川越地区相互応援協定	川越地区消防局
2	広域消防と東京消防庁相互応援協定	東京消防庁
3	広域消防と東村山市相互応援協定	東村山市
4	広域消防と清瀬市相互応援協定	清瀬市
5	広域消防と青梅市相互応援協定	青梅市
6	広域消防と瑞穂町相互応援協定	瑞穂町
7	広域消防と朝霞地区一部事務組合相互応援協定	埼玉県南西部消防本部
8	広域消防と新座市相互応援協定	新座市
9	広域消防と入間東部地区相互応援協定	入間東部地区消防組合消防本部
10	広域消防と坂戸・鶴ヶ島相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合
11	広域消防と西入間相互応援協定	西入間広域消防組合消防本部
12	広域消防と比企広域相互応援協定	比企広域消防本部
13	広域消防と秩父広域相互応援協定	秩父消防本部
14	広域消防と横瀬町相互応援協定	横瀬町

(2) 埼玉県及び県下消防組織

広域再編時に広域消防組織として再締結する。

	応援協定名称	締結先
1	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下全市町村
2	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県

(3) 関係機関

広域再編前に再締結について関係機関と調整を図る。

	応援協定名称	締結先
1	関越自動車道・首都圏中央連絡道における消防相互 応援協定	高速道沿線消防本部
2	入間基地及びその近傍地域における消火活動等に関 する覚書	入間基地
3	自衛隊又は米軍の航空機事故及び航空事故に伴う災 害が発生した場合の連絡調整に関する協定	入間基地
4	米空軍 374 空輸団・所沢市消防本部相互応援協定	在日米空軍 374 航空団
5	消防活動等における応急措置等に関する覚書	狭山市建設業協同組合
6	災害時における消防水利に関する協定	狭山市内8事業所
7	火災または地震等の災害における消火用水供給応援 に関する協定	有限会社飯能生コン 株式会社清水生コン
8	消防用水利標識に関する協定書	消火栓標識株式会社
9	緊急時における応援対策協力に関する協定書	日高市総合建設協会 他4事業所
10	宮沢湖における水難事故発生時に関する協定書	レイクサイドパーク 宮沢湖
11	有間ダムにおける水難事故発生時に関する協定書	埼玉県飯能県土整備事務所

(4) 5市の防災担当が所管している応援協定

5市の地域防災計画の応援協定には、一部消防側の役割が含まれているので、広域再編までに5市の防災担当と締結の内容等について調整を図る。

(5) 広域消防組織として新たに必要となる応援協定

広域消防組織の形態により、応援協定として締結することが必要となることも考えられるので、広域再編まで継続して調査・研究する。

(6) 全国消防組織

阪神・淡路大震災の教訓を基に全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため、緊急消防援助隊が発足し、現在、4消防本部は救助隊、消火部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊装備部隊及び特殊災害部隊の19部隊を登録している。

広域再編後の再登録については、広域消防組織の消防力を鑑み、関係機関

と調整を図りながら進める。

なお、現在の登録状況については、次のとおりである。

4 消防本部の緊急消防援助隊登録状況 (単位：部隊)

本部名 部隊名	総数	所沢市	狭山市	入間市	埼玉西部
消 火 部 隊	6	2	1	1	2
救 助 部 隊	1	1	—	—	—
救 急 部 隊	4	1	1	1	1
指 揮 支 援 部 隊	—	—	—	—	—
都道府県指揮隊	—	—	—	—	—
後方支援部隊	3	1	2	—	—
特殊災害部隊	1	1	—	—	—
特殊装備部隊	4	1	1	1	1
水 上 部 隊	—	—	—	—	—
航 空 部 隊	—	—	—	—	—
合 計	19	7	5	3	4

※ 登録部隊数は、平成 22 年度における登録部隊数

2 消防協力団体の事務

防火安全協会等の消防協力団体については、次のとおりであるが、広域再編後の業務体制等を考慮し、関係団体と調整を図る。

【消防協力団体】

	構成本部	関係団体名	現事務局
1	所沢市	所沢市防火安全協会	予防課
2	〃	所沢市住宅防火対策推進協議会	予防課
3	〃	〇〇地区放火を防ぐ地域づくり推進協議会	消防署・分署
4	〃	幼年消防クラブ	予防課
5	〃	埼玉県LPG協会所沢支部	予防課
6	〃	所沢防災親和会	総務課
7	〃	北分署まとい会	北分署
8	入間市	入間市防火安全協会	予防課
9	〃	入間市幼年消防クラブ連合会	予防課
10	〃	入間市女性防火クラブ	予防課

11	入間市	入間市消防少年団育成会	予防課
12	//	入間市消防少年団指導委員会	予防課
13	//	入間市消防少年団	予防課
14	//	入間市幼少年女性防火委員会	予防課
15	狭山市	狭山市防火安全協会	予防課
16	//	狭山市幼年消防クラブ連合会	消防課
17	//	狭山市女性消防協力隊	消防課
18	埼玉西部	飯能地方防火安全協会	予防課
19	//	日高市防火安全協会	予防課
20	//	幼年消防クラブ	予防課

第10 情報システム等の整備

1 情報システム

広域消防組織では、現在3市及び事務組合で行われている情報システムと同様な内容で、広域再編時に整備することとする。

(1) ネットワークシステムの整備

- ・広域再編後の19署所を光ケーブル回線で接続、ネットワーク化する。
- ・ネットワーク機器及びサーバは、広域組織のいずれかの建物内を環境整備し管理する。
- ・各回線は、パソコン設置台数等により、運用に適正な回線速度とするともに、十分な情報漏洩対策を行う。
- ・各種機器はリースにより調達することを基本とし、保守契約するものとする。

(2) 内部事務システム等の整備

広域再編後の新たな事務（財務事務や給与事務等）の対応や市民サービス向上のため、以下の内部事務システム等について整備するものとする。

ア 財務会計システム

地方自治法は、地方公共団体の財務に関し、予算・決算、収入・支出、契約、現金及び有価証券、時効、財産について基本的に定めており、この規定に基づく膨大な事務処理を効率的に事務処理するためのシステムである。導入する財務会計システムは、新地方公会計制度に適用したものであり、予算管理、歳入、歳出など予算編成系、契約、業者、旅費などの予算執行系、決算管理系、決算統計系など財務会計、財産、備品、物品、公用車管理などの台帳管理系、実施計画や行政評価などの計画系の運用ができるものとする。また、効率的な施策達成を支援できるよう、計画から、予算編成、予算執行、決算、行政評価までの目的と手段の関係が適切かど

うかを評価できる事業体系を採用した事業別予算に対応したものが望ましい。なお、事務の重複の回避や情報の連動性を有効に活用するよう人事給与システムとの連携が図れるものとする。

イ 人事給与システム

毎月の給与計算に使用するだけでなく、人事及び給与情報のデータベース化により、多角的かつ高度な分析作業が可能となり、適材適所の職員配置及び意思決定に対する有益な情報提供をすることができる。また「被服管理」や「研修管理」といった人事給与業務関連サブシステムの機能も可能であり、総合的な人事給与システムが図れるものとする。

ウ グループウェア

職員間の情報を共有化し、業務の効率化とスピードアップを図れ、文書管理、メール機能、電子決裁、例規管理システムの機能が含まれているシステムを整備する。

エ ホームページ

パソコンやインターネットの急速な普及に伴い、イベントの告知や申請書・届出書ダウンロード等の行政情報を検索し入手できるホームページを構築する。

(3) その他必要な機器等

クライアントパソコンや必要なソフト等の数は、それらの使用用途や職員の勤務状況及び必要性等を検討し整備することとする。

(4) スケジュール

広域再編決定から新組織設立までのスケジュールは、広域再編決定後の財務計画と整合性を図る。また、従前の3市及び事務組合の各システムからのデータ移行や事務の引き継ぎは、漏れやトラブルのないよう慎重に行うこととする。

2 消防支援システム

現在、所沢市消防本部が使用している消防情報支援システムは、通信指令装置メーカーのOAシステムを導入しており、通信指令装置と連動したシステムで119番入電記録から災害活動記録票作成までの一連業務、防火対象物情報、119番情報共有化システム、国表及び各種帳票作成等に対応し、消防情報支援システムとして一元化されており、広域再編組織への拡張性を備えていることから、本システムのバージョンアップ等を行い、活用することとする。

第11 広域消防組織再編後の調整

広域消防組織再編後の財政、処遇、組織、施設等の調整を円滑に行うように、5市及び広域消防組織の職員（次長、課長職等）で構成する（仮称）埼玉西部消防局企画調整委員会を立上げ広域後の適正な消防業務の運営推進を図っていくこととする。

第3章 埼玉県消防広域化第4ブロック協議会

第1 協議会設立までの経緯

- 平成18年6月 「消防組織法」の一部改正
- 平成20年3月 「埼玉県消防広域化推進計画」の策定
 ※ 消防広域化第4ブロックとして、所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の構成5市の消防広域化の枠組みが示された。
- 平成20年9月～ 第4ブロック連絡会議を開催（8回開催）
 （構成5市、構成4消防本部の担当課長等）
- 平成21年3月～ 第4ブロック構成市市長会議を開催（3回開催）
 ※ 消防広域化の検討を行う基本合意
- 平成22年1月 埼玉県消防広域化第4ブロック協議会設立

第2 協議会等の会議開催状況

1 埼玉県消防広域化第4ブロック協議会

（構成員 市長・消防長・消防団長）

	開催日	開催場所	備考
第1回	平成22年 2月15日	所沢市役所庁議室	
第2回	平成22年 8月11日	所沢市役所庁議室	
第3回	平成23年 5月 9日	所沢市役所庁議室	
第4回	平成23年 8月 9日	所沢市役所庁議室	
第5回	平成23年 8月24日	所沢市役所庁議室	

2 埼玉県消防広域化第4ブロック検討委員会

（構成員 広域行政担当部長・消防長・消防団長・住民代表者）

	開催日	開催場所	備考
第1回	平成22年 3月30日	所沢市消防本部	
第2回	平成22年 7月26日	所沢市消防本部	
第3回	平成22年11月 2日	所沢市消防本部	
第4回	平成23年 1月26日	入間市消防本部	
第5回	平成23年 2月14日	所沢市消防本部	
第6回	平成23年 4月22日	所沢市消防本部	
第7回	平成23年 7月15日	狭山市消防本部	
第8回	平成23年 7月28日	所沢市消防本部	

3 埼玉県消防広域化第4ブロック検討委員会幹事会

(構成員 広域行政担当部次長又は課長・消防次長又は参事・消防総務担当課長)

	開催日	開催場所	備考
第1回	平成22年 4月14日	所沢市消防本部	
第2回	平成22年 7月 9日	所沢市消防本部	
第3回	平成22年10月 8日	所沢市消防本部	
第4回	平成22年10月29日	所沢市消防本部	
第5回	平成22年11月16日	埼玉西部広域消防本部	
第6回	平成23年 1月12日	所沢市消防本部	
第7回	平成23年 1月19日	所沢市消防本部	
第8回	平成23年 2月 8日	所沢市消防本部	
第9回	平成23年 4月14日	所沢市消防本部	
第10回	平成23年 4月25日	所沢市消防本部	
第11回	平成23年 5月12日	所沢市消防本部	
第12回	平成23年 5月18日	所沢市消防本部	
第13回	平成23年 5月30日	所沢市消防本部	
第14回	平成23年 6月30日	所沢市消防本部	
第15回	平成23年 7月 6日	所沢市消防本部	
第16回	平成23年 7月21日	所沢市消防本部	

4 埼玉県消防広域化第4ブロック検討委員会専門部会

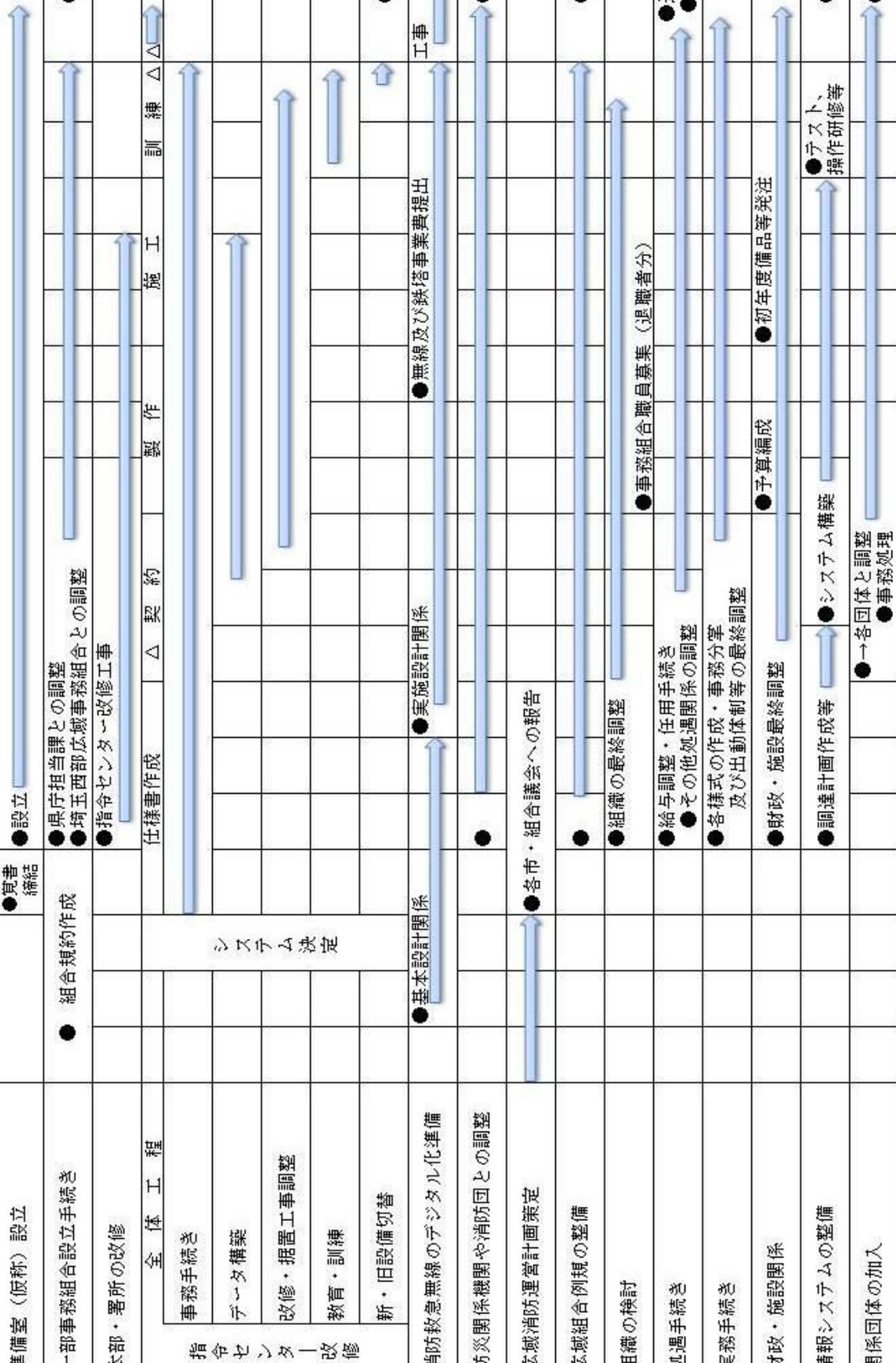
(構成員 実務担当者)

部会名	組織	処遇	財政・施設	消防実務 52回				
				予防	警防	救急	通信指令	OA
開催数	13回	18回	16回	9回	10回	11回	19回	3回

(延べ実施回数 99回)

消防広域化スケジュール

項 目	H23 9月	10月	11月	12月	H24 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月	3月	
準備室（仮称）設立				●見書締結																
一部事務組合設立手続き			● 組合同約作成																	
本部・署所の改修																				
全体工程																				
指 令 セ ン タ ー 改 修																				
事務手続き																				
データ構築																				
改修・据置工事調整																				
教育・訓練																				
新・旧設備切替																				
消防救急無線のデジタル化準備																				
防災関係機関や消防団との調整																				
広域消防運営計画策定																				
広域組合例規の整備																				
組織の検討																				
処遇手続き																				
実務手続き																				
財政・施設関係																				
情報システムの整備																				
関係団体の加入																				



【事務局】〒359-1118

埼玉県所沢市けやき台1丁目13番地の11

所沢市消防本部 広域消防課

TEL 04-2929-9132 (直通)

FAX 04-2929-9127

メール b29299132@city.tokorozawa.saitama.jp

<ホームページ>

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shobo/index.html>

平成 23 年 8 月 24 日作成